

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	道路管理者以外の者が行う工事の承認	
根拠法令・条項	道路法第24条	
所 管 課	土木 部 各地域整備事務所	
審 査 基 準	<p>○申請に係る施設の構造が政令に定める基準に適合するか否か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市車両乗り入れ工事承認基準</li> <li>・堺市道路掘削工事復旧規則</li> <li>・堺市道路掘削工事復旧規則施工細目</li> <li>・堺市開発行為等の手続に関する条例</li> <li>・道路工事保安施設設置基準</li> </ul>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	

# 堺市車両乗入れ工事承認基準

平成29年7月1日改定

堺市建設局土木部

(趣 旨)

第1条 この基準は、歩道を通行する歩行者、車椅子利用者及び通行車両の安全を確保するため、本市の管理する道路に係る車両乗入れ工事（自動車の車道側から民地側への出入りに必要な箇所及び幅を定めて歩道等を自動車荷重に耐えるように構造変更することをいう。）の承認を行うことについて必要な事項を定める。

(車両乗入れ口の設置制限)

第2条 次の各号に掲げる箇所には、車両乗入れ口（以下「乗入れ口」という。）を設置することができない。

- (1) 横断歩道の中及び前後5 m以内の部分。
- (2) 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5 m以内の部分。
- (3) バス停車帯の部分。
- (4) 道路の縦断勾配が10%以上ある路面に接する箇所。
- (5) 交通信号、道路照明柱、道路標識柱、防護柵などの施設を撤去しまたは移設を必要とする箇所。ただし、当該施設の管理者が撤去または移設することに同意した場合を除く。
- (6) 2路線以上の道路に接し、交通量の多い道路に出入りする必要の認められない箇所。
- (7) 民地側に自動車を保管する場所又は乗入れる余地がない箇所。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、道路交通に支障となる恐れのある箇所。

2 道路管理者は、やむをえない事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項各号の要件を緩和して、乗入れ口の設置を認めることができるものとする。

(乗入れ口の設置数)

第3条 乗入れ口の設置数は、原則として1施設につき1箇所とする。

2 ガソリンスタンドや駐車場等車両の出入りが頻繁な施設で、道路管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、1施設につき2箇所の乗入れ口の設置を認めることができる。ただし、同一間口内において2箇所の乗入れ口を設置する場合は、乗入れ口の間隔を5 m以上確保すること。

(乗入れ口の構造及び形状)

第4条 乗入れ口は、車道に対して90度の直角で設置しなければならない。

ただし、横断歩道橋等移設の困難な公共施設があるときは、90度以下45度以上の角度の範囲内で設置することができる。

- 2 乗入れ口の構造及び形状は、別表及び標準図のとおりとする。ただし、工場、倉庫、ガソリンスタンド等大型及び大型特殊車両の出入りが想定される事業に係るもので、別表及び標準図の規定により難しいとき、若しくは特殊整備路線については別途指示とする。
- 3 設置しようとする乗入れ口と隣接する乗入れ口との間の切下げ間隔が5m以下のときは、設置しようとする乗入れ口と同じ歩道等面の高さとし、乗入れ防止施設等を設置しなければならない。
- 4 その他特別の理由により、道路管理者がやむを得ないと認めるときは、別表の規定にかかわらず、乗入れ口の幅を延長することができる。

(費用の負担)

第5条 車両乗入れ工事の施行に要する工事費、移設費その他一切の費用は、申請者の負担とする。

- 2 申請者は、乗入れ口を廃止しようとするときは、自己の負担により原状復旧しなければならない。

(委 任)

第6条 この基準の施行について必要な事項は所管部長が定める。

附 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改定後の規定は、前項に定める日以降の道路工事施行承認申請から適用し、同日前に「堺市開発行為等の手続きに関する条例」(平成15年10月1日制定)第7条による協議を申し出た開発行為等については、なお従前の例による。

別 表

車両乗入れ口部の舗装構成及び設置幅

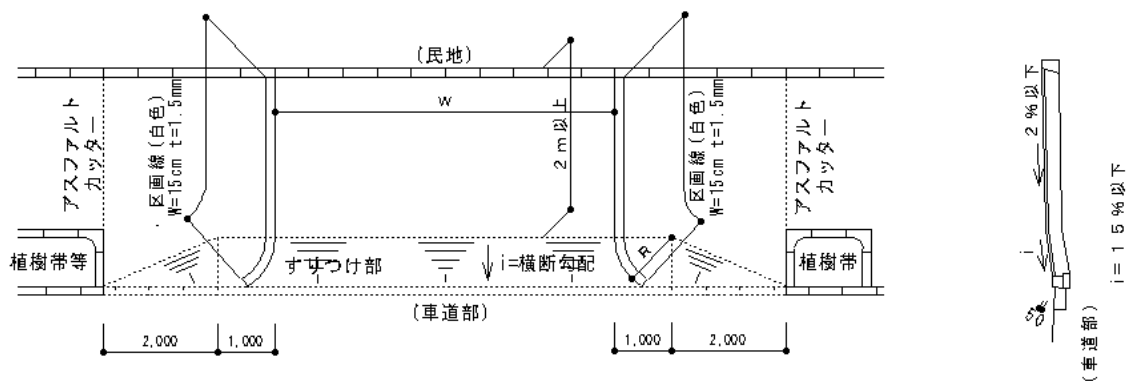
種別	車 種	アスファルト舗装				インターロッキングブロック舗装					乗り入れ口 の 設 置 幅
		再生 密粒度 アスコン	再生 粗粒度 アスコン	路 盤		インター ロッキング ブロック	再生砂 (RC-10)	再生 粗粒度 アスコン	路 盤		
				再生粒 調碎石 (RM-25)	再生クラッ シャラン (RC-30)				再生粒 調碎石 (RM-25)	再生クラッ シャラン (RC-30)	
I 種	乗用・小型 貨物自動車	5 cm	—	10 cm	15 cm	8 cm	3 cm	5 cm	10 cm	10 cm	4 m 以下
II 種	普 通 貨物自動車等	5 cm	5 cm	10 cm	15 cm	8 cm	3 cm	5 cm	10 cm	15 cm	6 m 以下
III 種	大型及中型 貨物自動車等	5 cm	5+5 cm	15 cm	15 cm	8 cm	3 cm	5+5 cm	15 cm	15 cm	6 m 以下

- 注) 1. 舗装厚は出入りする車種の最大のものを用いる。  
 2. 特殊舗装については、別途指示に従うものとする。  
 3. 上層路盤材に使用する再生粒度調整碎石 (RM-25) は、修正 CBR 90 以上のものとする。  
 4. 下層路盤材に使用する再生クラッシュラン (RC-30) は、修正 CBR 30 以上のものとする。  
 5. 乗り入れ口の設置幅については、大型車両の出入りが予想される箇所、上記の基準により難しいときは軌跡等により、必要最小限の幅をとることができる。  
 6. 表層に使用する再生密粒度アスコンの最大粒径は接する道路で使用している粒径と同様のものとする。ただし、接する道路で使用している粒径が適当でない場合は別途協議を行うものとする。  
 7. 再生材に関しては、状況により新材の使用も可能とする。

車種については、「道路運送車両法施行規則第二条 別表第一」、「道路交通法施行規則第二条」を参考。  
 I 種：軽自動車、小型自動車、乗車定員 10 人以下の自動車 等 (一般家庭用の乗用車)  
 ※住宅の乗入れ  
 II 種：車両総重量 5 t 未満、最大積載量 3 t 未満のトラック (1 t 積トラック、2 t 積トラック)  
 ※店舗、営業所などの乗入れ  
 III 種：車両総重量 5 t 以上、最大積載量 3 t 以上のトラック (3 t 積トラック以上)、乗車定員 11 人以上の自動車  
 ※店舗、営業所などの乗入れ

## 標準図1 乗入れ口の形状

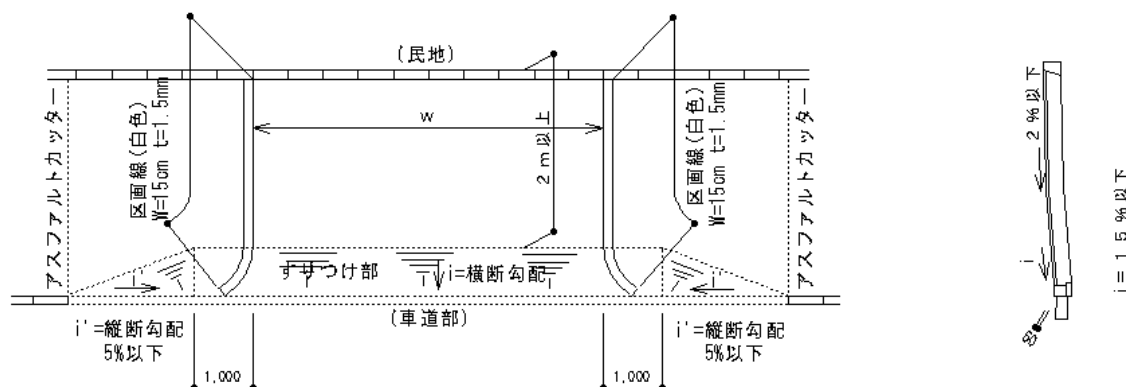
### 歩道幅員 3 m以上 (植樹帯等がある) のマウンドアップ形式の場合



- 注) 1. 歩道巻込み部の半径 (R) = 1.0m を標準とするが、車両出入口部を利用する車種が大型車両の場合は、その車両の軌跡により R を決めるものとする。ただし、植樹帯等の幅員内ですりつけするものとする。
2. すりつけ部の横断勾配が 15% を超える場合は、民地の協力を求めるものとする。

## 標準図2 乗入れ口の形状

### 歩道幅員 2 m以上 (植樹帯等がない) のマウンドアップ形式の場合

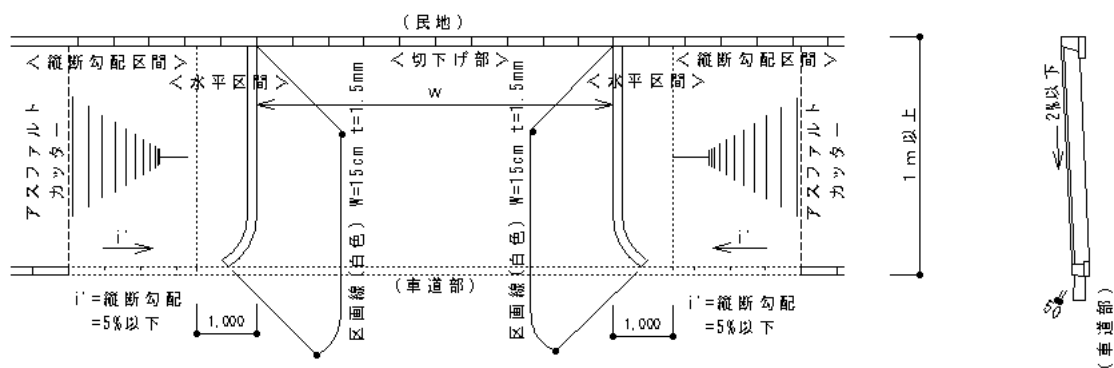


- 注) 1. 歩道の平坦部分の幅員は、2 m 以上確保すること。ただし、構造上やむをえない場合は 1 m 以上確保するものとする。
2. すりつけ部の横断勾配は、15% 以下とするが、民地の協力を求めるなどすりつける延長を極力短くするものとする。

### 標準図3 乗入れ口の形状

#### 歩道幅員 2 m未満 (狭幅員歩道) のマウンドアップ形式の場合

☆ 標準図1、2の構造によるすりつけができない場合

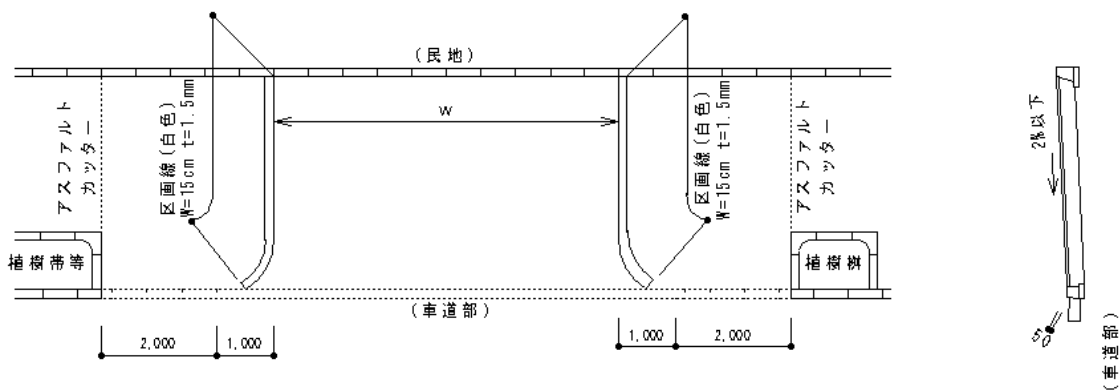


注) 1. 縦断すりつけ部の勾配は、沿道状況などを勘案してやむをえない場合には、8%以下とする。また、縦断すりつけ部には横断勾配を設けないこと。

### 標準図4 乗入れ口の形状

#### セミフラット形式の場合

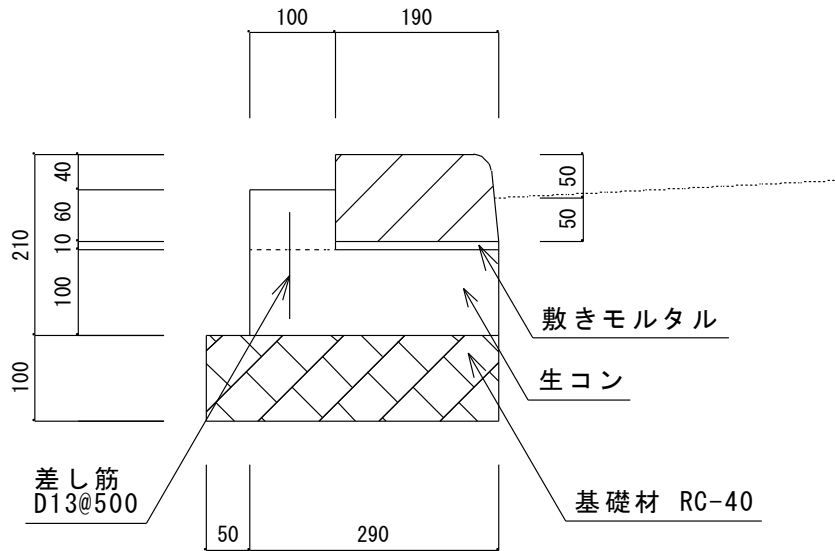
☆ 植樹帯等がない場合も同じ形状とする。



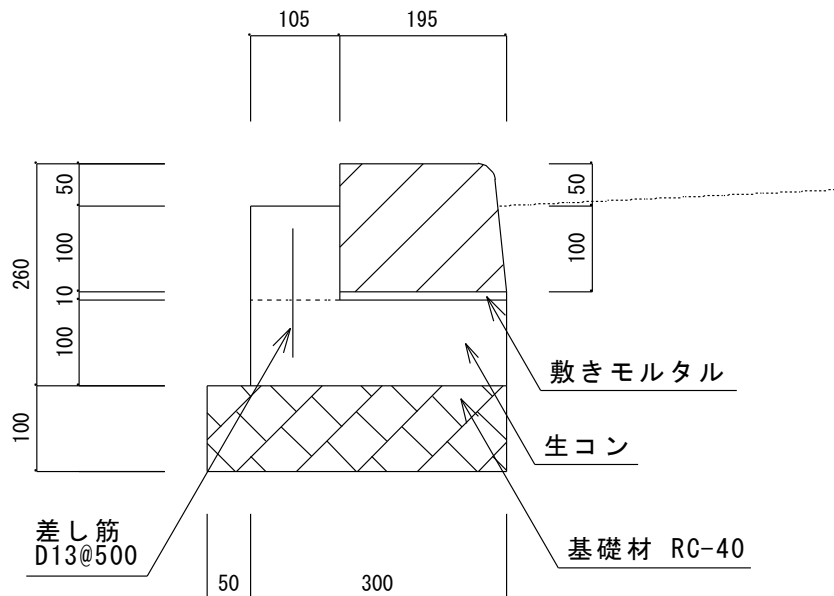


標準図5 乗入れ口の構造

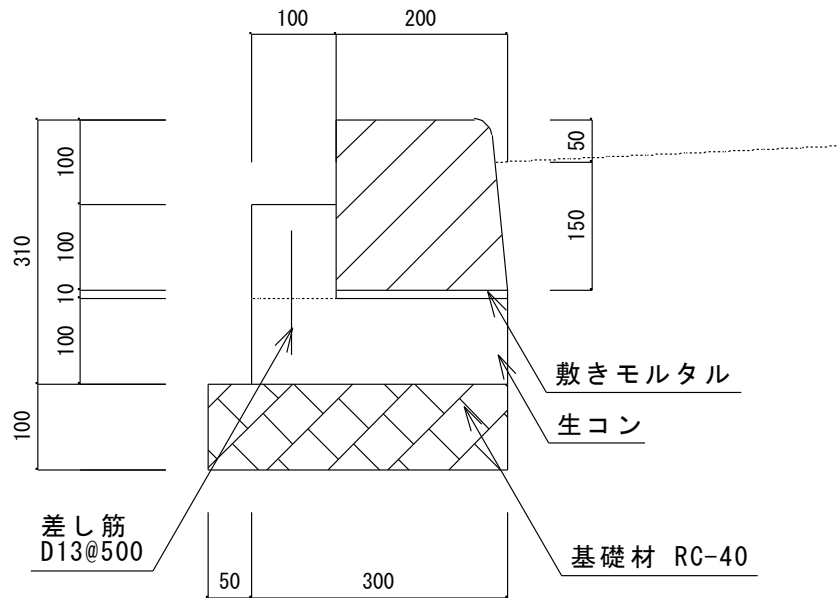
歩車道境界工 A (I種アスファルト舗装用)



歩車道境界工 B (II種アスファルト舗装用)

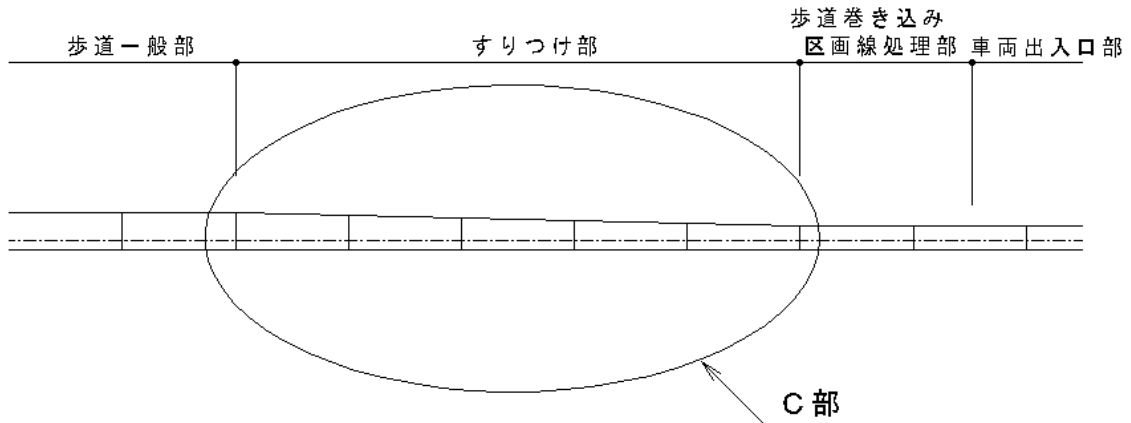


歩車道境界工 C (Ⅲ種およびⅠ、Ⅱ種インターロッキングブロック舗装用)



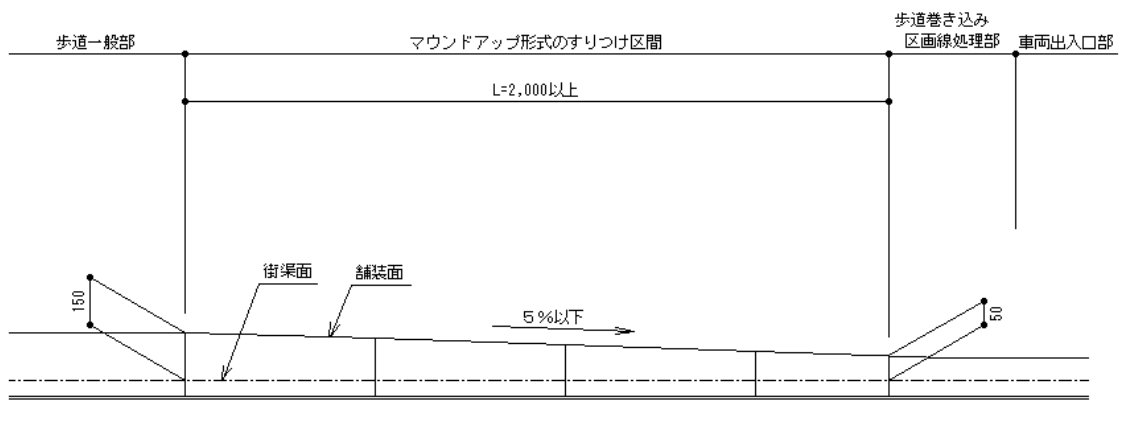
標準図6 歩道すりつけ部の構造

歩車道境界工 (マウンドアップ形式)



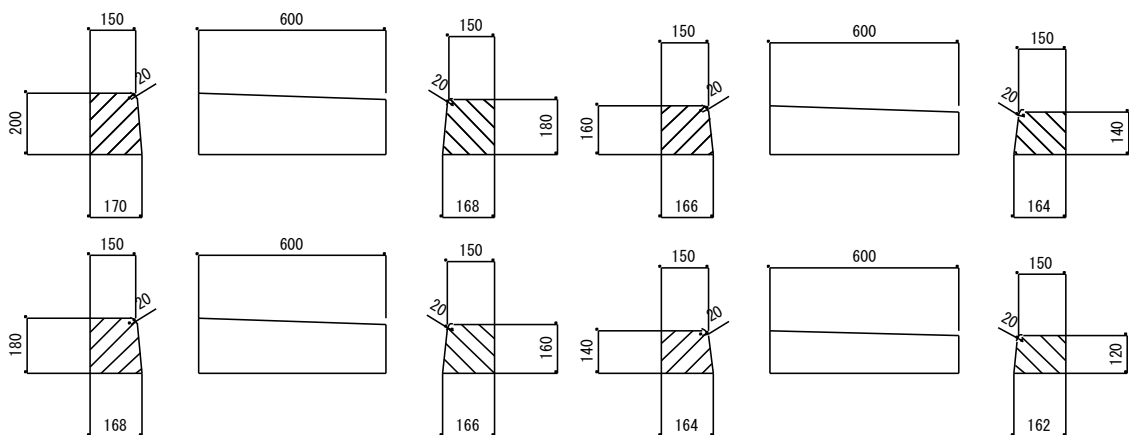
歩道面の高さが15cmの場合

C部詳細図



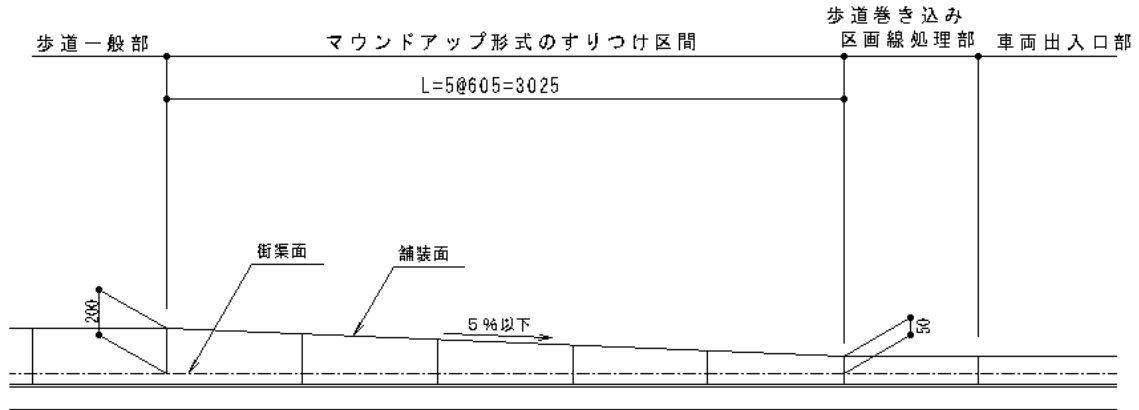
注) 1. 基礎は差し筋及び補強コンクリートを行うものとする。

歩車道境界ブロック詳細図



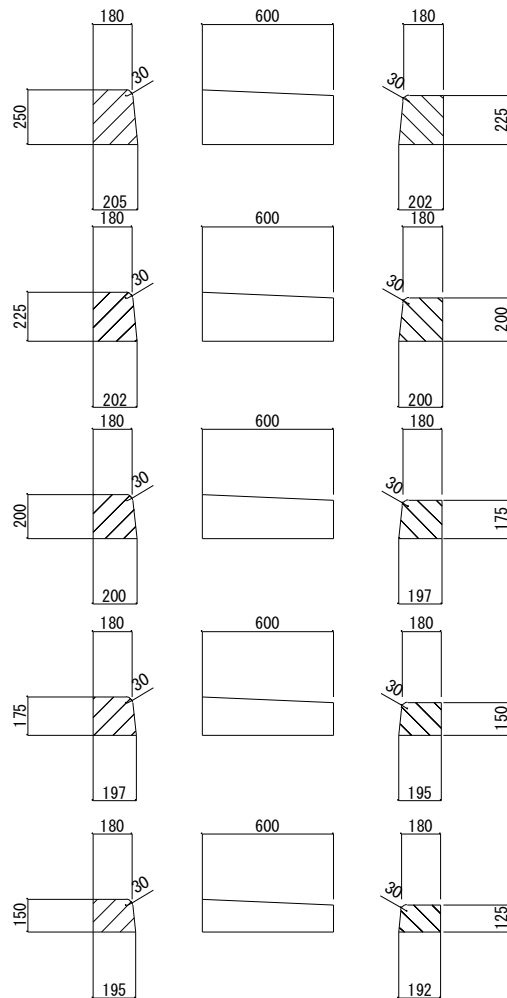
歩道面の高さが20cmの場合

C部詳細図



注) 1. 基礎は差し筋及び補強コンクリートを行うものとする。

歩車道境界ブロック詳細図



堺市車両乗入れ工事承認基準

---

平成29年7月1日 発行

編集・発行 堺市建設局土木部土木監理課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-228-7416

○堺市道路掘削工事復旧規則

昭和63年3月29日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占有者」という。）が道路の掘削工事を行う場合における当該道路の復旧について必要な事項を定める。

(工事着手)

第2条 道路占有者は、掘削工事をしようとするときは、当該工事の着手前に市長に申し出て、掘削部分の確認及び復旧方法についての指示を受けなければならない。

(仮復旧工事)

第3条 道路占有者は、掘削工事の完了後、直ちに仮復旧工事を施行しなければならない。

2 仮復旧工事は、別に市長が定めるところに従い、地盤地質及び当該道路の状態に適合するよう施行しなければならない。

(本復旧工事)

第4条 道路占有者は、前条の仮復旧工事施行後、速やかに別に市長が定めるところに従い、本復旧工事を施行しなければならない。

2 道路占有者が競合するときその他市長が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、市長が道路占有者に代わって本復旧工事を施行することができる。

(費用負担)

第5条 本復旧工事に係る費用は、当該道路占有者が負担しなければならない。

2 前条第2項の規定に基づき市長が本復旧工事を施行した場合における道路占有者の負担すべき費用（以下「負担金」という。）の額は、別に定めるところにより市長が決定する。この場合において、負担金の額の算定の基礎となるべき工事面積は、道路占有者の現地立会を経て市長が決定する。

3 負担金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(完了検査等)

第6条 道路占有者は、本復旧工事が完了したときは、直ちに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、本復旧工事が不相当であると認めるときは、当該道路占

用者に対し本復旧工事の再施行又は手直しを命ずることができる。

- 3 前2項の規定は、前項の規定により再施行又は手直しを命じた本復旧工事について準用する。

(補修等の義務)

第7条 道路占有者は、前条の完了検査の日から1年以内に工事に起因する事由により道路が損傷したときは、自らの負担により直ちにこれを補修し、又は本復旧工事の再施行をしなければならない。

(承認工事への準用)

第8条 第3条、第4条、第6条及び第7条の規定は、道路法第24条の規定による承認を受けて道路の掘削工事を行う場合について準用する。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(堺市道路掘さく工事復旧規則の廃止)

- 2 堺市道路掘さく工事復旧規則(昭和30年規則第6号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 堺市道路掘削工事復旧規則施行細目

制 定 昭和 63 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細目は、堺市道路掘削工事復旧規則（昭和 63 年規則第 4 号以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(現認書)

第 2 条 規則第 2 条に規定する掘削部分の確認及び復旧方法についての指示は、道路掘削現認書（様式第 1 号）により行うものとする。

(仮復旧工事)

第 3 条 規則第 3 条の仮復旧工事は、次の各号に定めるところにより施行しなければならない。

(1) 埋戻し材は、あらかじめ市長の確認を得た海砂、改良土、真砂土、碎石等（以下「良質土」という。）を用いること。ただし、市長の承認を得た場合又は市長の指示があった場合は、この限りではない。

(2) 埋戻しは、層厚 30 センチメートルごとに十分締め固めて施行すること。

(3) 土留矢板は、埋戻した後撤去すること。ただし、市長が地盤がゆるみ、又は崩壊するおそれがあると認める場合で、矢板を存置して埋戻しをしなければならないと認めるときは、路面下 1. 2 メートル以上の深さにおいて切断することができる。

(4) 施行方法は、別記 1 によること。

(5) 仮復旧工事において本復旧工事として施行すべき路盤工事を行う場合（以下「一次本復旧」という。）の施行方法は、別記 2 によること。

(検査)

第 4 条 道路占用者は、仮復旧工事（一次本復旧を含む。以下同じ。）の施行の際又は当該工事の施行後直ちに市長の実地検査を受けなければならない。ただし、引込管工事、電柱工事その他小規模な掘削工事に係る仮復旧工事については、これを省略することができる。

2 市長は、前項の検査の結果に基づいて、別記 3 の定めるところにより、規則第 5 条第 2 項後段の負担金の額の算定の基礎となるべき工事面積（以下「復旧面積」という。）を決定するものとする。

(仮復旧後の維持補修義務)

第 5 条 道路占用者は、仮復旧工事から本復旧工事に至るまでの間、仮復旧工事箇所を良好な状態に維持しなければならない。



(着工届)

第6条 道路占有者は、道路法(昭和27年法律第180号)第36条第1項の工事(本管工事及びこれに相当する工事に限る。以下「特別占有物件工事」という。)に係る掘削工事について、本復旧工事を施工しようとするときは、あらかじめ本復旧工事着工届(様式第2号)1部を市長に提出しなければならない。

(仮復旧工事及び本復旧工事)

第7条 規則第3条の仮復旧工事及び規則第4条第1項の本復旧工事は、次の各号に定めるところにより施行しなければならない。

- (1) 土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準及び規格値に基づいて施行すること。
- (2) 本復旧工事の施行方法は、別記4によること。
- (3) 舗装打継部において、車両通過時に発生する騒音、振動を低減させる施行方法とすること。また、復旧工事に伴う不具合等が発生した場合は責任をもって対応を行うこと。
- (4) 埋設管路上の舗装ひび割れ等、掘削工事が原因で発生した道路損傷や苦情等は道路占有者の責任で対応すること。

(負担金の額)

第8条 規則第5条第2項の負担金の額の基準は、別記5のとおりとする。

(完了届)

第9条 規則第6条第1項の規定による届出は、本復旧工事完了検査願(様式第3号)に別記6に掲げる必要書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(完了検査の方法)

第10条 規則第6条第1項の検査の方法は、別記7のとおりとする。

(先行工事)

第11条 道路工事に関連してこれに先行して行う掘削工事(以下「先行工事」という。)の復旧は、第2条の規定にかかわらず、市長の指示するところによる。

(特殊復旧工事)

第12条 特殊な復旧工事によるべきときは、この細目の規定にかかわらず、市長と道路占有者とが協議のうえ定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この細目は、昭和63年4月1日から施行する。

(堺市道路占有工事跡復旧施行要領の廃止)

2 堺市道路占有工事跡復旧施行要領(昭和56年制定。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この細目の施行前に旧要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この細目中の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この細目は、平成元年 8 月 1 日から施行し、改正後の別記 5 の規定は、同日以後に負担金の納付書の交付を受けた者から適用する。

(経過措置)

- 2 この細目の施行日前に負担金の納付書の交付を受けた者に係る負担金の額については、改正後の別記 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細目は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細目は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細目の施行の際、この細目による改正前の細目の様式に関する細目により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この細目による改正後の細目の様式に関する細目による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細目は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

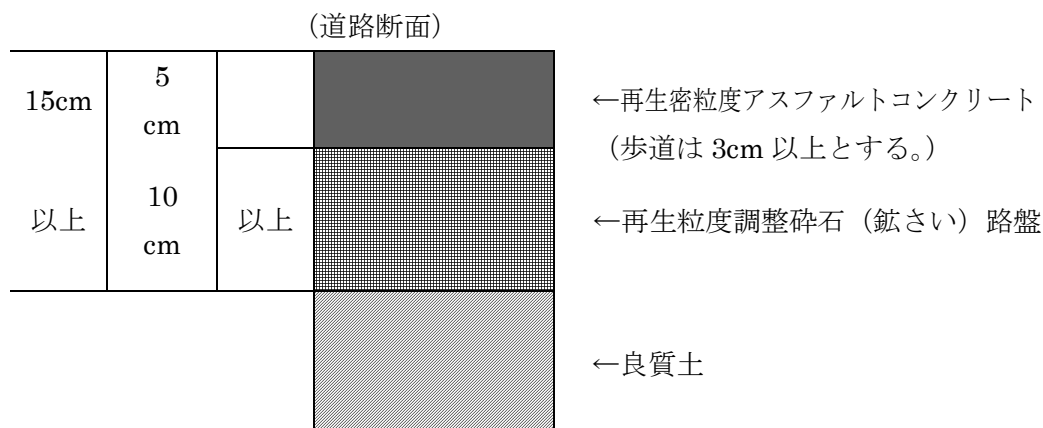
(経過措置)

- 2 この細目の施行の際、この細目による改正前の細目の様式に関する細目により作成さ

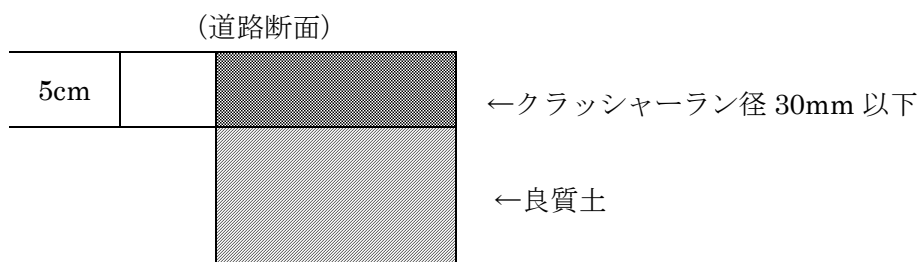
れ、現に保管されている帳票については、当分の間、この細目による改正後の細目の様式に関する細目による帳票とみなして使用することができる。

別記1 仮復旧工事の施行方法

1. 舗装道路の場合



2. 砂利道の場合



備考

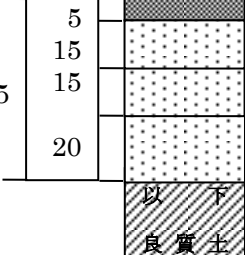
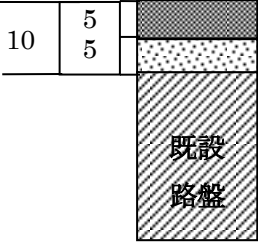
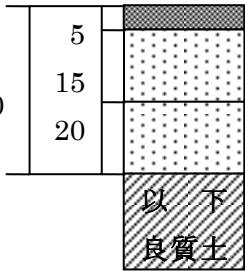
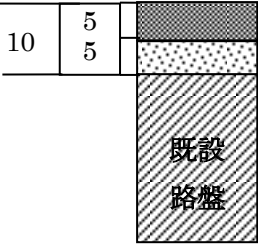
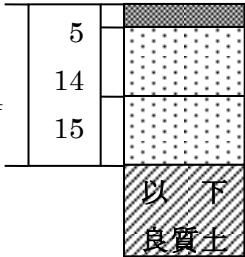
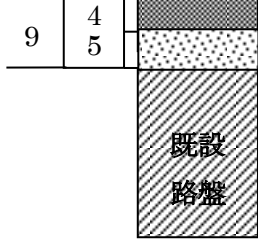
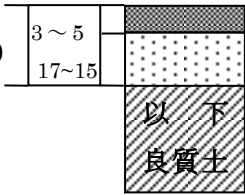
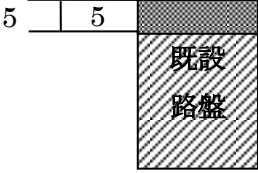
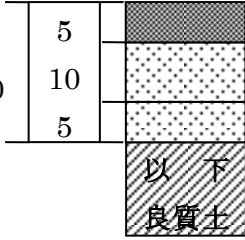
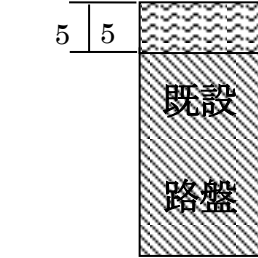
- (1) 路盤材は、砕石又は鉋さいを選択して施行するものとする。
- (2) 特に交通量の多い道路及び特殊な舗装を有する道路の仮復旧工事については、別途施行方法を指示することがある。
- (3) 規則第4条第2項の規定により市長が本復旧工事を施行する場合における仮復旧工事についても同様とする。

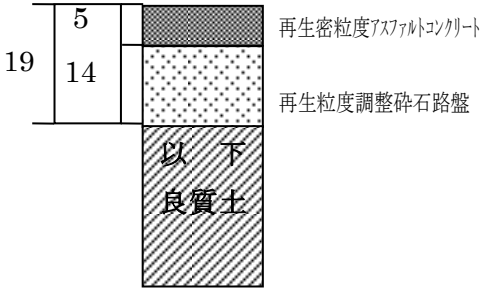
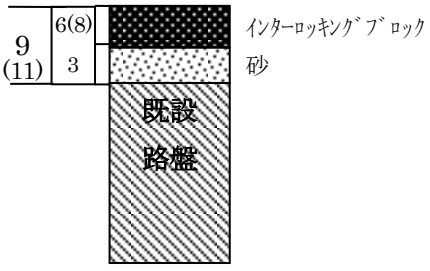
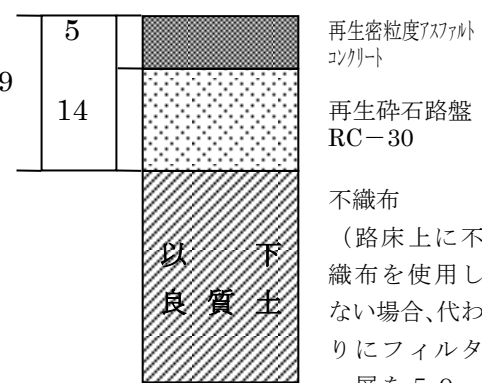
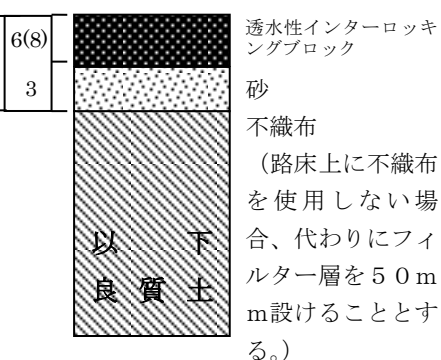
別記2-1 仮復旧時に一次本復旧で施行する場合の復旧工事の施行方法 (市道)

1. 路盤を砕石で施行する場合

(単位 cm)

種別	道 路 断 面				
	仮 復 旧		本 復 旧		

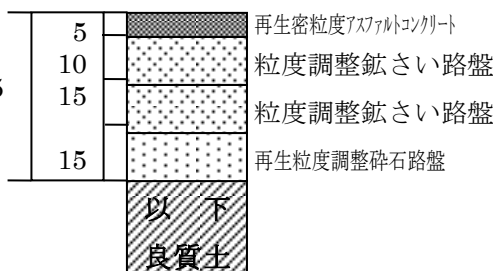
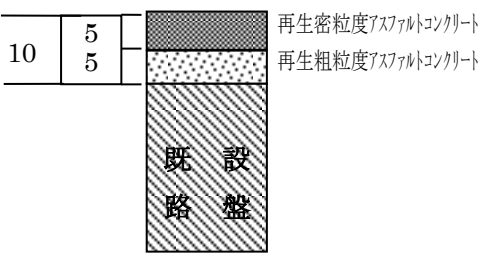
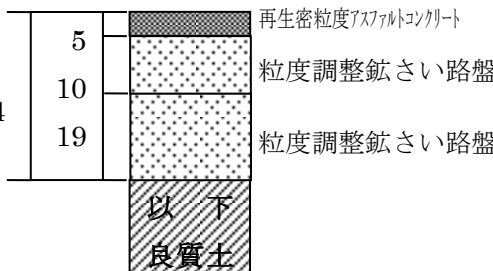
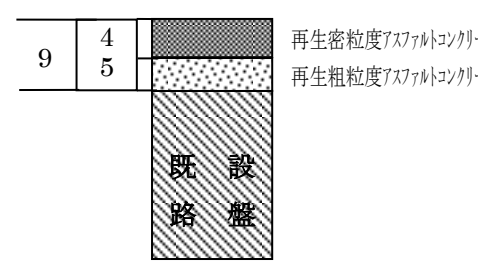
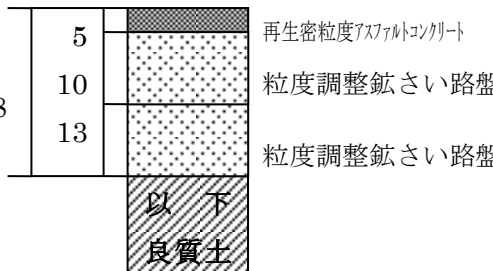
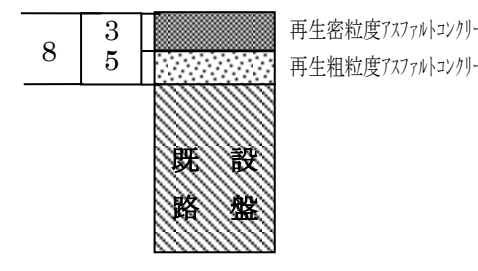
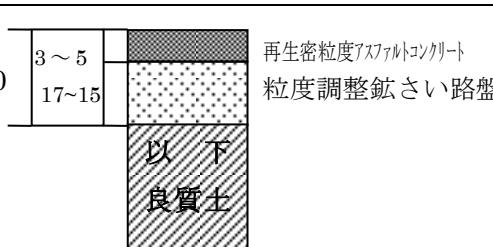
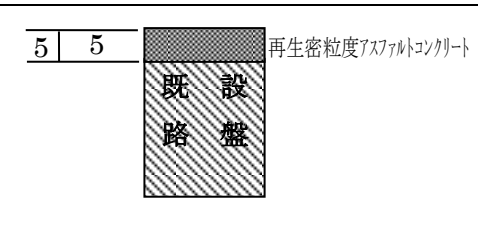
アスファルト1号	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 再生粒度調整碎石路盤 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>
アスファルト2号	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>
アスファルト3号	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>
アスファルト4号	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>
歩道透水性舗装	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生碎石路盤 RC-30 フィルター層 (砂) 以下 良質土</p>	 <p>透水性 アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>

<p>歩道 インターロッキングブロック舗装</p>	 <p>再生密粒度7スファルトコンクリート</p> <p>再生粒度調整碎石路盤</p> <p>以下良質土</p>	 <p>インターロッキングブロック</p> <p>砂</p> <p>既設路盤</p>
<p>歩道 透水性インターロッキングブロック舗装</p>	 <p>再生密粒度7スファルトコンクリート</p> <p>再生碎石路盤 RC-30</p> <p>不織布 (路床上に不織布を使用しない場合、代わりにフィルター層を50mm設けることとする。)</p> <p>以下良質土</p>	 <p>透水性インターロッキングブロック</p> <p>砂</p> <p>不織布 (路床上に不織布を使用しない場合、代わりにフィルター層を50mm設けることとする。)</p> <p>以下良質土</p>
<p>歩道 保水性インターロッキングブロック舗装</p>	<p>保水性インターロッキングブロックの透水性能が透水性ブロックよりも小さい場合には普通インターロッキングブロック舗装の構造断面に準拠する。保水性インターロッキングブロックの透水性能が透水性ブロックと同等以上の場合には透水性インターロッキングブロック舗装の構造断面に準拠する。</p>	

注 本復旧については、影響部分も同様の施行方法によること。

2. 路盤を鉋さいで施行する場合

(単位 cm)

種別	道路		断面	
	仮復	旧	本復	旧
ア ス フ ア ル ト 1 号	45	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 粒度調整鉋さい路盤 粒度調整鉋さい路盤 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>	
ア ス フ ア ル ト 2 号	34	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 粒度調整鉋さい路盤 粒度調整鉋さい路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>	
ア ス フ ア ル ト 3 号	28	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 粒度調整鉋さい路盤 粒度調整鉋さい路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>	
ア ス フ ア ル ト 4 号	20	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 粒度調整鉋さい路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>	

注 本復旧については、影響部分も同様の施行方法によること。

別記 2-2 仮復旧時に一次本復旧で施行する場合の復旧工事の施行方法 (国・府道)

(単位 cm)

種別	舗装概況	道路断面	
		仮復旧	本復旧
2	(N5 B 交通   1   1)	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生クラッシャーラン 以下良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>
2'	(N5 B 交通   2   2)	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生粒度調整碎石路盤 再生クラッシャーラン 遮断層 (砂) 以下良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>
3	(N6 C 交通   1   1)	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生クラッシャーラン 以下良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>
3'	(N6 C 交通   2   2)	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生粒度調整碎石路盤 再生クラッシャーラン 遮断層 (砂) 以下良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>



4	N7 D 交通   1		
4'	N7 D 交通   2		
5	歩道		

1. 路盤が特に不良な場合は、各種別の○'を使用する。
2. 電気炉スラグ又は転炉スラグを使用する場合は、次の規格を満たさなければならない。  
 呈色判定：呈色なし                      水浸膨張比：1.5%以下  
 単位容積質量：1.50kg/ℓ以上              一軸圧縮強度：12kgf/cm<sup>2</sup>以上  
 修正 CBR：80%以上

別記3-1 復旧面積の算出基準（舗装道路の場合）（市道）

1. アスファルト舗装の復旧面積は、掘削面積に影響部分の面積を加えたものとする。

(1) 影響部分の範囲は、本復旧における舗装の種別により次表のとおりとする。

種別	t (cm)
アスファルト1号・2号	40
アスファルト3号・4号	30

[注] tは、掘削部分の外縁線と影響部分の外縁線との間の距離をいう。

(2) 前号に定めるtの値を超えて影響のある場合は、その都度市長が決定する。

(3) 前2号により算定した復旧幅が1.2メートル未満のときは、復旧幅は1.2メートルとする。

(4) 影響部分の外縁線から舗装絶縁線（路端、舗装打継、打止線等）までの距離（右図においてS1・S2及びr1・r2）が1メートル以下のときは、その間の部分も影響部分に含める。

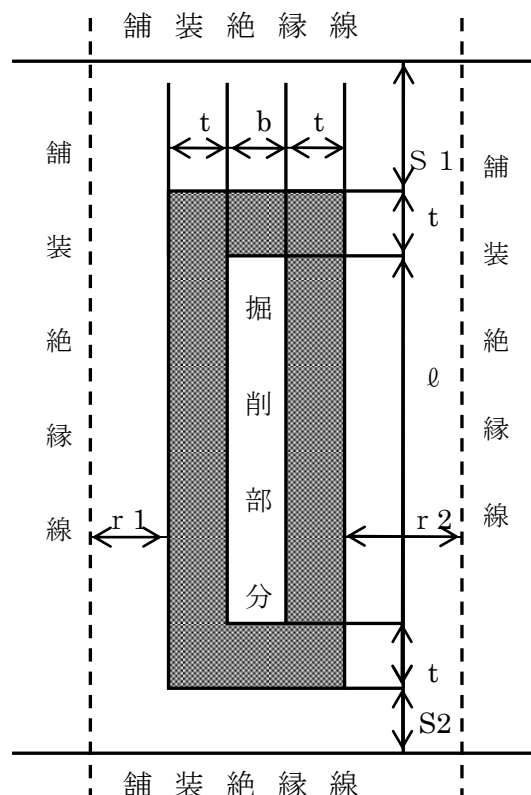
$$\text{復旧面積} = (\ell + 2t + S1 + S2) \times (b + 2t + r1 + r2)$$

但し、S1・S2・r1・r2の値が各々1mを超えるときは、各々零とする。

(5) 1. 引込管工事等による掘削が道路の一定区域内において相当に集中して行われた場合、掘削部分が不規則な形状を呈している場合及び道路占有者が競合して掘削した場合の影響部分については、前各号の規定にかかわらず、その都度市長が定める。

2. コンクリート舗装の復旧面積は、ブロック単位に算定するものとし、掘削部分、影響部分の存在するブロックはその全体を復旧面積に加えるものとする。ただし単一の引込管工事等小規模な掘削面積については、その都度市長が定める。

3. 復旧面積に0.1平方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。この場合において、掘削箇所が2箇所以上あり、それぞれの箇所における復旧面積に0.01平方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた後、合算するものとする。



## 別記3-2 復旧面積の算出基準（舗装道路の場合）（国府道）

### 本復旧面積の決定方法

掘削影響範囲の決定については、道路管理者と占有者が現地立会の上、道路管理者の指示により決定する。ただし、引込管工事、電柱工事その他小規模な掘削工事に係る本復旧工事については、これを省略することができる。

#### 1 アスファルト・コンクリート舗装道

アスファルト・コンクリート舗装の復旧幅については、原則として車線単位で復旧するものとする。ただし復旧幅が2.4m以下でも機械施工最低幅2.4m以上とする。路盤の復旧幅については、掘削幅を基本とする。ただし、周辺路盤の状況により、道路管理者の指示に従うものとする。

#### 2 コンクリート舗装道

コンクリート舗装の本復旧面積については、原則としてコンクリート板（目地から目地まで）1枚とし、路盤の復旧幅については、アスファルト・コンクリート舗装道に準ずるものとする。

#### 3 路面埋設跡埋戻し

矢板使用の場合はその引抜き跡の孔は川砂又は同等以上の材料で十分充填すること。

別記4-1 本復旧工事の施行方法（市道）

種別	断面		面
アスファルト 1号	55	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		15	再生粒度調整碎石路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			
アスファルト 2号	40	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		15	再生粒度調整碎石路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			
アスファルト 3号	34	4	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		10	再生粒度調整碎石路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			
アスファルト 4号	20	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		15	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			
歩道 (透水性舗装)	20	5	透水性アスファルト
		10	再生碎石路盤 RC-30
		5	フィルター層(砂)
以下良質土			
歩道 (インターロッキング舗装)	19 (21)	6(8)	インターロッキング・ブロック
		3	砂
		10	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			

歩道 透水性 インター ロッキ ング ブロ ック 舗装	<table border="1"> <tr> <td>6(8)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>(21)</td> <td>10</td> </tr> </table>	6(8)		19	3	(21)	10		透水性インターロッキングブ ロック 砂 再生砕石路盤 RC-30 不織布 (路床上に不織布を使用 しない場合、代わりにフ ィルター層を50mm設 けることとする。)
6(8)									
19	3								
(21)	10								
歩道 保水性 インター ロッキ ング ブロ ック 舗装	<p>保水性インターロッキングブロックの透水性能が透水性ブロックよりも小さい場合には普通インターロッキングブロック舗装の構造断面に準拠する。保水性インターロッキングブロックの透水性能が透水性ブロックと同等以上の場合には透水性インターロッキングブロック舗装の構造断面に準拠する。</p>								
砂利道	6以上		クラッシャーラン						

注 影響部分も同様の施行方法によること。

2. 路盤を鉋さいで施行する場合





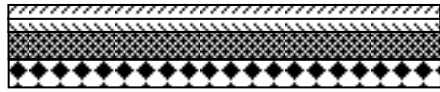
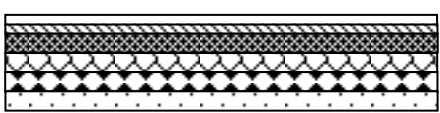
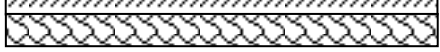



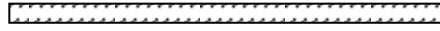
(単位 cm)

種別	断面		面
アスファルト 1号	45	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		20	粒度調整鉋さい路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
		以下良質土	
アスファルト 2号	34	4	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		10	粗度調整鉋さい路盤
		15	粗度調整鉋さい路盤
		以下良質土	
アスファルト 3号	28	3	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		20	粒度調整鉋さい路盤
		以下良質土	
アスファルト 4号	20	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		15	粒度調整鉋さい路盤
		以下良質土	

注 影響部分も同様の施行方法によること。

別記4-2 本復旧工事の施行方法 (国・府道)

(単位 cm)

種別	舗装概況	復 旧 断 面
2	B 交通-1 (N5-1)	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">5 BB</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 HMS</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 Cc</div> </div>
2'	B 交通-2 (N5-2)	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">5 BB</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 HMS</div> <div style="margin-bottom: 2px;">10 Cr</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 Cc</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 S</div> </div>
3	C 交通-1 (N6-1)	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">10 BB</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 HMS</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 Cc</div> </div>
3'	C 交通-2 (N6-2)	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">10 BB</div> <div style="margin-bottom: 2px;">25 HMS</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 Cr</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 Cc</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 S</div> </div>
4	D 交通-1 (N7-1)	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 BB</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 HMS</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 Cc</div> </div>
4'	D 交通-2 (N7-2)	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 BB</div> <div style="margin-bottom: 2px;">30 HMS</div> <div style="margin-bottom: 2px;">30 Cr</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 Cc</div> <div style="margin-bottom: 2px;">20 S</div> </div>
5	歩道	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 Cr</div> </div>
6	歩道 車両進入路 乗用車	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">10 Cr</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 Cc</div> </div>
7	歩道 車両進入路 5 t 未満	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">5 BB</div> <div style="margin-bottom: 2px;">10 Cr</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 Cc</div> </div>
8	歩道 車両進入路 5 t 以上	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> <div style="margin-bottom: 2px;">10 BB</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 Cr</div> <div style="margin-bottom: 2px;">15 Cc</div> </div>
9	切削 オーバーレイ	 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 2px;">5 As</div> </div>

(注) A s : 再生密粒度アスファルトコンクリート      B B : 再生粗粒度アスファルトコンクリート  
H M S : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ      C r : 再生粒度調整碎石路盤  
C c : 再生クラッシャーラン (修正 C B R 30 以上)      S : 遮断層 (砂)

1. 路盤が特に不良な場合は、種別の○'を使用する。
2. 電気炉スラグ又は転炉スラグを使用する場合は、次の規格を満たさなければならない。
  - 呈色判定：呈色なし      水浸膨張比：1.5%以下
  - 単位容積質量：1.50kg/ℓ以上      一軸圧縮強度：12kgf/cm<sup>2</sup>以上
  - 修正 CBR：80%以上

3. C 交通及び D 交通の舗装復旧については、原則として以下に示すとおり耐流動対策を講じるものとする。

舗装概況		一般部	交 差 点 部
C 交通	表 層	改 質 A s	改質 As
D 交通	表 層	改 質 A s	改質 As 又は半たわみ性舗装
	中 間 層	改 質 A s	改質 As

※ 1 改質アスファルト——セミブローンアスファルト・改質 I 型及び改質 II 型アスファルト・吸油性材料、繊維質補強材入りアスファルト等の総称である。

※ 2 再生材を用いる改質アスファルトが存在する場合は、それを用いること。

4. 排水性舗装等特殊舗装を実施済の箇所については、排水性舗装等特殊舗装による復旧とする。



別記5 規則第5条第2項の負担金の額の算出基準

1. 工事費

堺市建設局積算基準等により算出した額で、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

2. 事務費

次の表により算定した額。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てる。

工事費のうち1,000万円までの額に対して	9パーセント
工事費のうち1,000万円を超え3,000万円までの額に対して	8パーセント
工事費のうち3,000万円を超える額に対して	7パーセント

3. 負担金の額

上記、工事費と事務費の合算額とする。

なお、当該本復旧工事完了後、精算するものとする。

## 別記6

### 完了検査時に必要な提出書類

土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準及び規格値に基づいた検査資料（下記、1. 2. 3. など）を提出すること。

#### 1. 使用材料、製品等の承諾及び承認に関する事項

工事着手前に使用材料及び製品について承諾願の伺いをたてること。

#### 2. 品質管理に関する事項

#### 3. 施工管理に関する事項

##### 1) 工事月・週・日報など

##### 2) 工事写真（出来型の計測については同じ所で撮ること）

##### 3) 出来高図の作成（必要な場合は出来高測量を行うこと）

##### 4) 出来型管理図

・ 表層工（1カ所／60m）

・ 路盤工（       "       ）平板載荷試験成績表、現場密度試験、K値及び締固り度など

・ 各雑工（1カ所／30m）

#### 4. その他本市が指示した資料

#### 別記7 本復旧工事の完了検査の方法

1. 特別占用物件工事に係る本復旧工事で、その施行延長が50メートル以上のもの及び施行面積が300平方メートル以上のものについてのみ、路盤検査を行うものとする。
2. 路盤検査については、完了検査に先立ち路盤施行完了時に行うものとする。
3. 第1項に該当する本復旧工事以外の本復旧工事については、視認による検査とする。ただし、現場の状況等により検査資料の提出を求め、又は路盤検査を行うことができる。
4. 本市の機関が行う掘削工事に係る本復旧工事で、市長の任命する検査官又はこれに準ずる者がその検査を行うものについては、当該検査をもって規則第6条第1項に規定する検査に代えることができる。

<現認書A面>

<h2 style="margin: 0;">道路掘削現認書</h2>		発行番号 <hr/> 発行日 令和 年 月 日 <hr/> 堺市長
〒 住所  氏名 担当者 TEL		
下記の占有物件について、堺市道路掘削工事復旧規則施行細目第2条により現認する。		
占有の目的		
占有場所	路線名	車道・歩道・その他
	場所	
占有物件	名 称	規 模
		数 量
占有の期間	令和 年 月 日 から	占有物件の構造
	令和 年 月 日 まで	
工事の期間	令和 年 月 日 から	工事実施の方法
	令和 年 月 日 まで 日間	
道路の復旧方法		添付書類

(交付図・図面添付)

工期延申(変更)許可日	工 期	確 認 印	検 査 済 印	路 政 課 確 認 印
	~			
	~			
	~			
	~			

所 轄 地 域 整 備 事 務 所	
-------------------	--

意 見 右記(丸印)の工事有り、調整願います。	1 関西電力	2 NTT	3大阪ガス	4 水道	6 下水道	7 河川水路	その他
	副都 電柱 地中電	副都 電柱 地中電	副都 電柱 地中電	副都 電柱 地中電	副都 電柱 地中電	副都 電柱 地中電	副都 電柱 地中電

<現認書B面>

面積立会			※ 受 託 復 旧 面 積			
立会日	年 月 日		舗装種別	幅 × 延長	面積	昼夜の別
	道路管理者	占有者		m	m <sup>2</sup>	
立会者所属氏名						
(摘要)						
			※ 受 託 工 事 費			
本復旧検査資料 (必ず添付すること。)	本復旧工事着工届	本復旧工事図面一式				
	本復旧工事完了検査願	本復旧写真一式 (各現場・各工種毎・カラー)				
	施行細目別記6に規定する資料	その他 ( )				
面積立会 要・不要			本復旧検査時現場立会 要・不要			

## 条 件

- 1 所轄地域整備事務所に連絡のうえ、着工すること。
- 2 本書は、現場責任者が常に携行し、必要に応じ本市係員に提示すること。また、工事完了後は、必ず所轄地域整備事務所に戻付すること。
- 3 工事施行については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
  - (1) 道路における危険防止その他の安全について、所轄警察署長の許可条件を厳守すること。
  - (2) 地元住民に工事説明を十分に行ったうえで着手すること。
  - (3) 工事中は、本市「工事現場における保安施設等の設置基準」に示す諸標識、標示板、柵、赤色灯等必要な保安施設を完備し、工事現場を良好な状態に保つとともに、現場監督員及び交通整理員を配置して一般の通行の安全確保に努めること。
  - (4) 本工事に起因して第三者に損害を与えた場合は、直ちに市長に届け出るとともに、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。
  - (5) 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
  - (6) 工事中は、原則として道路の一方は常に通行を確保すること。
  - (7) 工所用資材、残土等を路面上に堆積し又は散乱させないこと。
  - (8) 着工前に試掘等により他地下物件を把握し、それらの管理者と保安対策について十分打ち合わせて事故の発生を防止すること。
  - (9) 掘削は、溝掘り又は壺掘りにより施行し、えぐり掘りを行ってはならない。また、掘削深さ及び掘削箇所土質により適当な土留め工事を施し、かつ、湧水の処置を適切に行い、周囲の地盤に影響を与えないこと。
  - (10) 一度の掘削範囲(延長)は、工作上可能な限りにおいて最小限にとどめ、埋設、埋め戻しを行いつつ、次の掘削に移る逐次掘削の方法をとること。ただし、工法上直ちに埋め戻すことが不適当な場合は、堅牢に、かつ、周囲の路面と段差が生じないように覆工を施すこと。
  - (11) 地下埋設物件は所定の色別テープ又はシートを用いて明示すること。
  - (12) 埋め戻しは、良質土を用い、数層に分けて段階的に確実に締め固めること。
  - (13) 復旧は、「堺市道路掘削工事復旧規則」及び「堺市道路掘削工事復旧規則施行細目」により施行すること。
  - (14) 道路標示を損傷したときは、仮復旧後直ちに復元すること。
  - (15) 仮復旧箇所には、占有者名を明示すること。

# 本復旧工事着工届

令和 年 月 日

道路管理者  
堺市長 殿

施工者

下記の占用工事にかかる本復旧工事は、令和 年 月 日に着工しますからお届け  
します。

記

占 用 工 事 種 別	
工 事 場 所	路線名
占 用 許 可 年 月 日 番 号	令和 年 月 日 堺路政 号
使 用 許 可 年 月 日 番 号	令和 年 月 日 警第 号
本復旧工事許可年月日番号	令和 年 月 日 堺路政 号
使 用 許 可 年 月 日 番 号	令和 年 月 日 警第 号
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 日間
連 絡 先	

注：位置図を添付すること。

## 本復旧工事完了検査願

令和 年 月 日

道路管理者

堺市長

殿

施工者

下記の占用工事にかかる本復旧工事は、令和 年 月 日に完了しましたので検査  
 くださいますよう関係書類を添えてお願いします。

記

占 用 工 事 種 別					
工 事 場 所	堺市		路線名		
占用許可年月日・番号	令和	年	月	日	堺路政策 号
本復旧許可年月日・番号	令和	年	月	日	堺路政策 号
本 復 旧 工 期	令和	年	月	日	～令和 年 月 日
工 事 概 要	舗装種別				
	面積				
施 工 業 者	TEL				
連 絡 先	機 関		担 当		TEL
添 付 書 類	検 査 資 料 一 式				
検 査 希 望 年 月 日	令和	年	月	日	午前 時 分 午後

受 理 番 号 年 月 日	令和	年	月	日	第 号
------------------	----	---	---	---	-----

検 査 年 月 日 令和 年 月 日 午前 時 分 午後	検査員	検査済印	備 考
---------------------------------------	-----	------	-----

○堺市開発行為等の手続に関する条例

平成15年6月25日

条例第22号

改正 平成19年9月28日条例第30号

平成23年6月23日条例第12号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 開発行為等の事前手続（第4条—第9条）

第3章 中高層建築物等に係るあっせん及び調停（第10条—第14条）

第4章 中高層建築物等紛争調停委員会（第15条—第22条）

第5章 措置（第23条—第26条）

第6章 雑則（第27条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、開発行為等をしようとする者がその着手前に執るべき手続並びに中高層建築物等の建築における紛争の予防及び調停等に関し必要な事項を定めることにより、地域特性を活かした秩序ある開発による市街地の健全な発展の推進及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築物を建築する行為（用途変更を含む。第7条第1項において「建築行為」という。）及び同法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（第7条第1項及び第9条第1項において「道路位置指定」という。）を必要とする行為並びに宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域内における同法第2条第2号に規定する宅地造成で切土又は盛土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為をいう。

(2) 中高層建築物等 日照又は電波への影響が生じるおそれのある別表に掲げる建築物



をいう。

- (3) 公共施設 道路、河川、下水道、公園、緑地、広場、水路、消防用水利施設その他公共の用に供する施設をいう。
- (4) 公益施設 集会所その他市民の福祉又は利便のために地域に必要な施設をいう。
- (5) 開発者 開発行為等をしようとする者をいう。
- (6) 開発区域 開発行為等を行う土地の区域をいう。
- (7) 集合建築物 1棟の建築物内に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所その他これらに類する用途に供することができるもの(第7条第1項第3号において「住戸等」という。)を有する建築物をいう。
- (8) 建築物の高さ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定するところのものをいう。
- (9) 建築延べ面積 一の申請に係る建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、本市の区域内において行う開発行為等について適用する。ただし、都市計画法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為及び市長が特に認める開発行為等については、この限りでない。

- 2 規則で定める期間内における隣接又は接続をした2以上の開発行為等については、一の開発行為等としてこの条例を適用する。

(平19条例30・一改)

## 第2章 開発行為等の事前手続

(判定)

第4条 開発者は、規則で定める法令等(以下この項において「法令等」という。)の許認可に係る申請(届出を含む。)に先立ち、行おうとする開発行為等に適用されるこの条例の規定の有無及び法令等の許認可に係る要否等の判定(以下これらをおいて「要否判定」という。)を市長に求めなければならない。規則で特に定める場合を除き、第3項の規定による判定書の発行後1年を経過する日までに当該要否判定に係る開発行為等に着手しないときも、また、同様とする。

- 2 前項の場合において、開発者は、当該開発行為等に係る計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による計画書等の提出があったときは、当該開発行為等を行う区域

を調査の後その内容を審査し、その受付日から起算して7日(堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項各号に規定する休日(第9条第3項において「市の休日」という。)を除く。)以内に開発者にその結果を通知しなければならない。

- 4 市長は、計画書の記載内容及びその添付図書によっては要否判定ができないときは、開発者に対し、相当の期間を定めて当該計画書の補正を求めるものとする。この場合において、市長は、当該開発者が当該補正を求めた日から起算して30日以内に補正をしないときは、要否判定の手續を打ち切ることができる。

(計画の公開)

第5条 開発者は、前条第1項の規定により市長に要否判定を求めたときは、開発行為等を行おうとする土地における公衆の見やすい場所にその計画の概要を示す標識を設置しなければならない。

- 2 周辺地域における環境に及ぼす影響が著しい次の各号に掲げる開発行為等を行おうとする者は、周辺の居住環境に十分配慮するとともに、それぞれ当該各号に定める者に対しその計画を公開しなければならない。ただし、市の行う開発行為等及び第1号の規定に該当する建築物の建築のうち規則で定めるものについては、この限りでない。

(1) 中高層建築物等の建築 次に掲げる者

ア 開発区域の境界線からの水平距離(以下この項において単に「水平距離」という。)が15メートルの範囲内の土地の所有者及び当該土地に存する建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者並びに水平距離が当該中高層建築物等の高さ(その高さが15メートル未満の場合は、15メートル)の範囲の土地に存する建築物に居住する者(以下この号及び第10条においてこれらを「近隣住民」という。)

イ 水平距離が当該中高層建築物等の高さの3倍の範囲内の土地に存する建築物に居住する者で規則で定めるもの(近隣住民を除き、第10条において「周辺住民」という。)

ウ 当該中高層建築物等を建築した場合において、テレビジョン放送の地上波電波の受信障害が予想される者

(2) 規則で定める規模の集合建築物の建築 水平距離が当該集合建築物の高さの範囲の土地に存する建築物に居住する者

(3) 前2号に掲げる開発行為等以外の開発行為等で規則で定めるもの 水平距離が30メートルの範囲の土地に存する建築物に居住する者並びに水平距離が15メートルの範囲内の土地の所有者及び当該土地に存する建築物の全部又は一部を所有し、又は占有

する者

- 3 前項の規定による公開は、信義誠実をもって行うものとし、その内容、方法及び期間は、同項各号ごとに規則で定める。

(届出)

第6条 開発者は、前条第2項の規定による公開の概要を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところによりその内容を公開するものとする。

- 3 第1項の規定による届出は、当該開発行為等に係る第8条に規定する覚書の締結、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知前に行わなければならない。

(公共施設、公益施設等の協議)

第7条 開発者は、次に掲げる開発行為等を行おうとするときは、都市計画法第30条第1項の許可の申請、道路位置指定の申請、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は宅地造成等規制法第8条第1項の許可の申請に先立ち、市長その他規則で定める者と当該開発行為等により必要となる公共施設、公益施設その他規則で定める物の設置、整備及び管理について協議しなければならない。ただし、市が行う開発行為等及び規則で定める開発行為等については、この限りでない。

- (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為
- (2) 住宅以外（建築延べ面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）の建築行為
- (3) 開発区域の面積が500平方メートル以上又は住戸等の戸数が10戸以上の集合建築物の建築行為
- (4) 道路位置指定を必要とする行為
- (5) 宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内における宅地造成で切土又は盛土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる開発行為等に係る開発者は、前項の協議のうち道路、給排水施設及び宅地の安全に関する事項について協議しなければならない。ただし、市長が特に認める開発行為等については、この限りでない。

- (1) 2戸以上の住宅又は規則で定めるこれに類する開発行為等

- (2) 規則で定める狭あい道路等に接して行う住宅以外の開発行為等で開発区域の面積が  
300平方メートル以上のもの
- 3 前2項の規定による協議により設置又は整備が必要となった公共施設又は公益施設については、市長の定める基準により、開発者が自らの負担と責任においてこれらを行うものとする。
- 4 開発者は、第1項又は第2項の規定により協議した開発行為等に係る計画を変更しようとするときは、改めて第1項の規定による協議をしなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 開発者は、第1項、第2項又は前項の規定により協議した開発行為等を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。
- 6 前項の場合において、市長は、当該開発行為等の周辺地域の環境保全上又は安全上特に必要があると認めるときは、当該開発者に対し必要最小限度の範囲における指示をすることができる。

(覚書)

第8条 開発者は、前条の規定による協議が成立したときは、速やかに当該協議に係る覚書を本市と締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、開発者が行おうとする開発行為等が中高層建築物等に該当する場合であって、当該開発行為等に係る第11条に規定するあっせんの申出があるときは、開発者は、当事者間の合意があった後又はあっせんの打ち切り後において覚書を締結しなければならない。

(工事完了の届出及び検査)

第9条 開発者は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知を行うまで、道路位置指定を受けるまで又は都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査若しくは宅地造成等規制法第13条第1項の規定による工事完了の検査を受けるまでに、前条の覚書に基づく工事（以下この条において「当該工事」という。）を完了しなければならない。ただし、協議の内容により当該工事を建築工事着工前に完了する必要がないとあらかじめ市長が認めたとき、又は当該工事を建築工事と切り離して行うことが著しく不相当と市長が認めたときは、この限りでない。

- 2 開発者は、当該工事を完了したときは、その日から起算して14日以内にその旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に当該工事について覚書に適合しているか否かの検査をしなければならない。
- 4 市長は、前項の検査の結果、当該工事が覚書に適合していると認めたときは、遅滞なく開発者にその旨を書面により通知しなければならない。
- 5 市長は、当該工事が覚書に適合していないと認めたときは、覚書に適合するよう開発者に是正を求めるものとする。

（平23条例12・一改）

### 第3章 中高層建築物等に係るあっせん及び調停

（自主解決の原則）

第10条 中高層建築物等を建築しようとする開発者（以下「中高層建築物等開発者」という。）並びにその近隣住民（以下これらを「当事者」という。）及び周辺住民は、当該中高層建築物等に係る建築紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならない。

（あっせん）

第11条 市長は、第6条第1項の規定による届出の完了後において、当事者の一方又は双方から中高層建築物等の建築に係る紛争の調整の申出があったときは、双方の主張を聴取し、紛争が自主的に解決されるようあっせんに努めるものとする。

2 前項の申出は、当該紛争に係る中高層建築物等の建築工事に着手する前に行わなければならない。

3 市長は、あっせんに係る紛争について、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（調停の申出）

第12条 当事者は、市長のあっせんによっても、なお紛争の解決に至らないときは、当該紛争に係る調停を市長に申し出ることができる。

（調停）

第13条 市長は、調停の申出が当事者双方からなされたとき、又は当事者の一方からの申出について他の当事者が合意したときは、第15条に規定する堺市中高層建築物等紛争調停委員会に調停を付託するものとする。

2 第11条第2項の規定は、前条の規定による調停の申出について準用する。

3 市長は、調停のため必要があると認めるときは、中高層建築物等開発者に対し、期間を

定めて建築工事の着手を延期し、又は建築工事を停止するよう勧告することができる。

(あっせん及び調停の手続の非公開)

第14条 あっせん及び調停の手続は、公開しない。

#### 第4章 中高層建築物等紛争調停委員会

(設置)

第15条 中高層建築物等の建築計画に係る紛争を調停し、円満な解決を図るため、堺市中高層建築物等紛争調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この条例の規定により中高層建築物等の建築計画に係る紛争の調停を行うとともに、市長の諮問に応じ、その他中高層建築物等以外の建築物の建築に係る紛争に関する事項を調査し、及び審議するものとする。

(組織)

第16条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第17条 委員は、建築又は法律の分野に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長)

第18条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(意見の聴取等)

第19条 委員会は、調停を行うため必要と認めるときは、当事者又は紛争となっている中高層建築物等の工事の施行者に対し、委員会の会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

(調停案の勧告)

第20条 委員会は、調停案を作成し、期限を定めて当事者に対しその受諾を勧告することができる。

(調停の終結)

第21条 委員会は、当事者が和解に至ったとき、又は前項の調停案を受諾したときは、調停を終結させるものとする。

2 委員会は、調停の続行が困難と判断したとき、又は当事者の一方が調停案に応じないときは、調停を打ち切ることができる。

3 当事者は、前項の規定により調停を打ち切られたときは、同一の中高層建築物等に関する紛争について再度の調停を申し出ることができない。

4 委員会は、調停を終結し、又は打ち切ったときは、速やかにその経過及び結果を市長に報告しなければならない。

(委任)

第22条 第15条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 措置

(勧告)

第23条 市長は、第4条第1項、第6条第1項、第7条又は第9条の規定による手続等を行わない者、正当な理由がなく第27条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者及び同項に規定する報告又は資料の提出をしない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第24条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がこれに応じないときは、その者に対し、必要な措置を採るよう命ずることができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、その者の氏名又は名称及び違反の事実を公表することができる。

2 市長は、宅地造成等規制法第14条第2項から第4項まで又は同法第17条第1項若しくは第2項の規定による命令をしたときは、その旨の標識をその開発区域内における公衆の見やすい場所に設置するとともに、その旨を公表することができる。

(平23条例12・一改)

(弁明)

第26条 市長は、前条第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ開発者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 市長は、開発者が前項の規定により意見を述べたときは、前条第1項の規定による公表の際、当該意見も併せて公表しなければならない。

#### 第6章 雑則

##### (立入調査等)

第27条 市長及び市長の命令を受けた職員は、この条例の施行に必要な限度において、開発行為等を行おうとする土地及び建物に立入調査をし、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは指導をすることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめその居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

##### (標識の設置)

第28条 開発者は、都市計画法第29条第1項の許可を受けたときは、開発行為等を行おうとする土地における公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 開発者は、宅地造成等規制法第8条の許可を受けたとき、又は同法第11条の協議が成立したときは、開発行為等を行おうとする土地における公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

##### (委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例に規定する開発行為等の手続に相当する手続に着手している開発行為等については、この条例を適用しない。

##### 附 則 (平成19年9月28日条例第30号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

##### 附 則 (平成23年6月23日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表 (第2条関係)

用途地域	適用を受ける建築物
------	-----------



<p>1 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域</p>	<p>軒の高さが7メートルを超える建築物及び地階を除く階数が3以上の建築物</p>
<p>2 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域</p>	<p>(1) 高さが12.5メートルを超える建築物及び地階を除く階数が5以上の建築物 (2) 高さが10メートル以下の建築物で地階を除く階数が4のもの</p>
<p>3 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域</p>	<p>高さが15メートルを超える建築物及び地階を除く階数が6以上の建築物</p>

# 道路工事保安施設設置基準

平成28年10月

堺市建設局



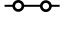




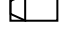


保安施設設置標準図一覧表

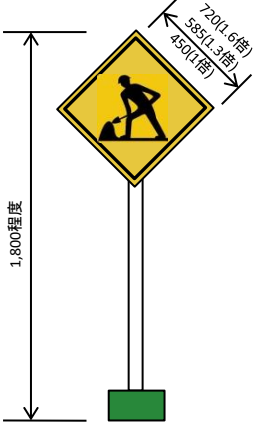
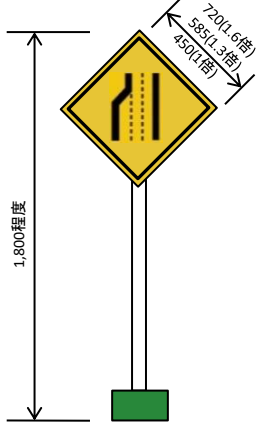
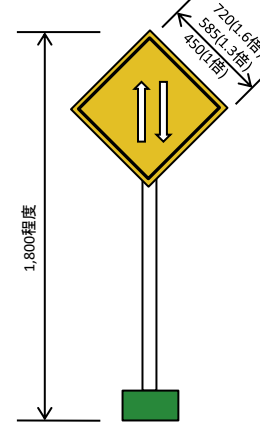
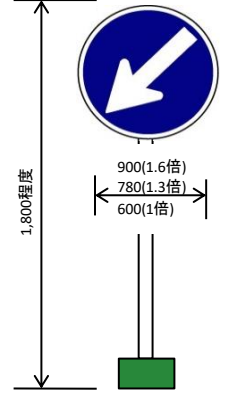
呼 称	適 用 条 件				
	工 種	車線数	昼夜別	作業箇所	適 用
A-1型	車道打換舗装	4車線	夜間作業	片側全車線	
A-2	〃	2〃	〃	〃	
A-3	〃	4車線以上	〃	片側一部車線	
A-4	〃		〃	片側全車線	路面軌道のあ る場合
B-1	夜間休止	4車線以上	昼夜間	〃	
B-2	〃	2車線	〃	〃	
C-1	局部打換(小規模)	2車線	夜間作業	〃	工事個所が短 時間で移動
C-2	カットカバー、 パッチング等	4車線以上	〃	片側一部車線	〃
D-1	目地シール		昼間作業	片側全車線	〃
D-2	〃		〃	片側一部車線	〃
E	レーンマーク作業		〃	車線区画線	
F-1	路面清掃		夜間作業	車道	
F-2	路側作業(機械)		〃	路側	
F-3	短時間の路側作業 (人力)			路側路肩又は 歩道	
G	長時間の路側工事		〃	路側歩道	
H			夜間作業	片側全車線	

(注) 例示のない場合は適用条件の類似のものに準じて処理すること。

保安施設の設置目的

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通誘導	その他	摘要
照明灯				○			
保安等		○	○	○			
歩道柵			○	○			
バリケード			○	○			砂袋等にて半固定させたバリケード
〃			○	○			
セーフコーン	○	○		○			夜間はカラーコーン使用
警戒標識(213)	①			○			
警戒標識(211)	②			○			
警戒標識(212-2)	③			○			
規制標識(311-E)	④	○			○		
規制標識(329)	⑤				○		
標示板(昼夜間道路工事中)	⑥					○	
標示板(通行中の皆様へ)	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通整理員		○			○		
作業車(又はこれに代行するもの)			○				
標示板(工事中)	⑪	○		○	○		
標示板(工事内容)	⑫					○	
標示板(工事内容)	⑬					○	
標示板(工事区間終り)	⑭			○			
標示板(片側交互交通)	⑮	○			○		


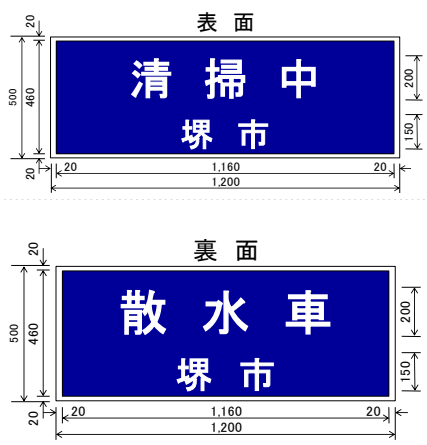
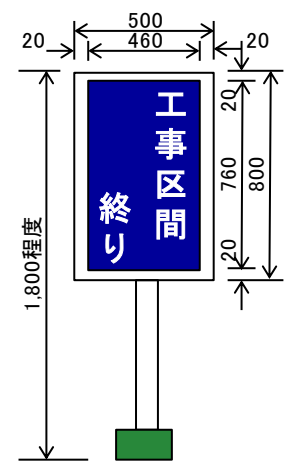
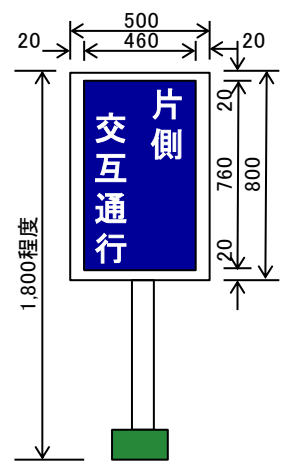
保安施設標準様式図

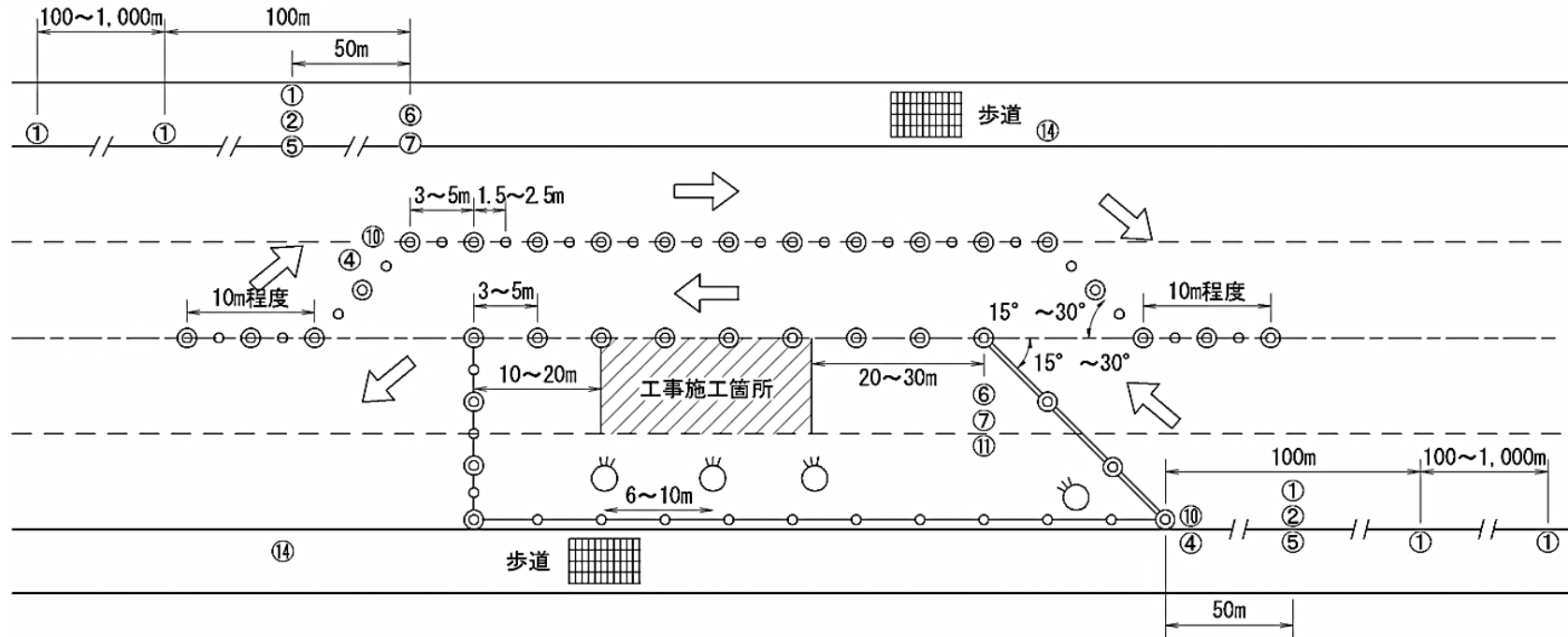
番号	1	2	3	4
記号	①	②	③	④
区分	道路標識	道路標識	道路標識	道路標識
様式及び標準寸法 (単位mm)	 <p>警戒標識(213)</p>	 <p>警戒標識(211)</p>	 <p>警戒標識(212-2)</p>	 <p>規制標識(311-E)</p>
注	<p>拡大率 1.6 倍を標準とするが、場所によって 1 倍または 1.3 倍を用いることができる。 補助標準必要とするときは、50m 先 100m 先 100m～500m 先を現場状況に応じて使用する。</p>	<p>拡大率 1.6 倍を標準とするが、場所によって 1 倍または 1.3 倍を用いることができる。</p>	<p>拡大率 1.6 倍を標準とするが、場所によって 1 倍または 1.3 倍を用いることができる。</p>	<p>拡大率 1.6 倍を標準とするが、場所によって 1 倍または 1.3 倍を用いることができる。</p>

番号	5	6	7	8
記号	⑤	⑥	⑦	⑧
区分	道路標識	標示板	標示板	保安灯
様式及び 標準寸法 (単位mm)	<p>規制標識(329)</p>	<p>ご迷惑をおかけします        ○○○○○を        なおしています        平成○年○月○日まで        時間帯 21:00~6:00        舗裝修繕工事        発注者 堺市○○○局○○○部        ○○○○課        電話 ○○○-○○○-○○○○        受注者 ○○○○建設株式会社        現場代理人 ○○○○        電話 ○○○-○○○-○○○○</p>	<p>ご通行中の皆様へ</p>	<p>黄または赤</p>
注	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。            交通量および現場の状況により、適宜設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗裝修繕工事」等の工事種別については青字に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。            (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p>	<p>(1) 白地に黒文字とする。            (2) 記載内容は発破時間、作業時間、迂回路等の通行規制の内容を表示するものとする。</p>	<p>(1) 視認距離夜間150m以上の効果をもつものであること。            (2) 保安灯の設置間隔は2~5m以内とする。</p>

番号	9	10	11
記号	㉑	㉒	㉓
区分	歩道柵	保安灯	標示板
様式及び標準寸法 (単位mm)			
注	<p>(1)柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。</p> <p>(2)ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3)柱間隔は3~5mとする。</p>	<p>(1)視認距離200m以上の効果をもつ黄色回転灯とする。</p>	<p>(1)色彩は「工事中」を黒色、地は黄色、矢印「←」は赤色とし、表示方法はいずれもアクリル板にスクリーン印刷し、内部照明する。また矢印「←」は点滅式とする。</p> <p>(2)標識板頭部には確認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色または赤色注意灯を設置すること。</p> <p>(3)構造形式は任意とする。</p>

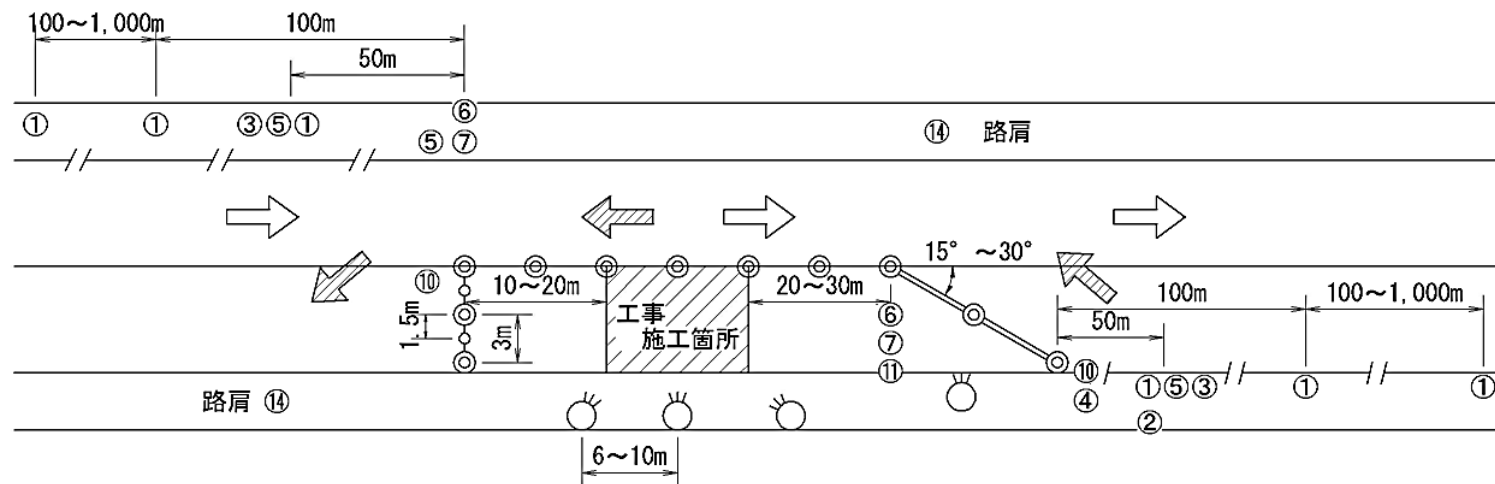


番号	1 2	1 3	1 4	1 5
記号	⑫	⑬	⑭	⑮
区分	標示板	標示板	標示板	標示板
様式及び標準寸法 (単位mm)	 <p style="text-align: center;">例 応急修理中 工事中 清掃中</p>			
注	<p>(1)字体はゴシック体とし、文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。</p> <p>(2)文字標示板は、作業に応じて使い分けること。</p> <p>(3)標識車として使用するときは、作業車等の屋根の上に設置し、黄色回転灯も設置する。</p>	<p>(1)字体、文字、地色は⑫に同じ</p> <p>(2)作業中は表面を、通常は裏面を表示する。</p>	<p>(1)一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする。文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。</p>	<p>(1)一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする。文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。</p>



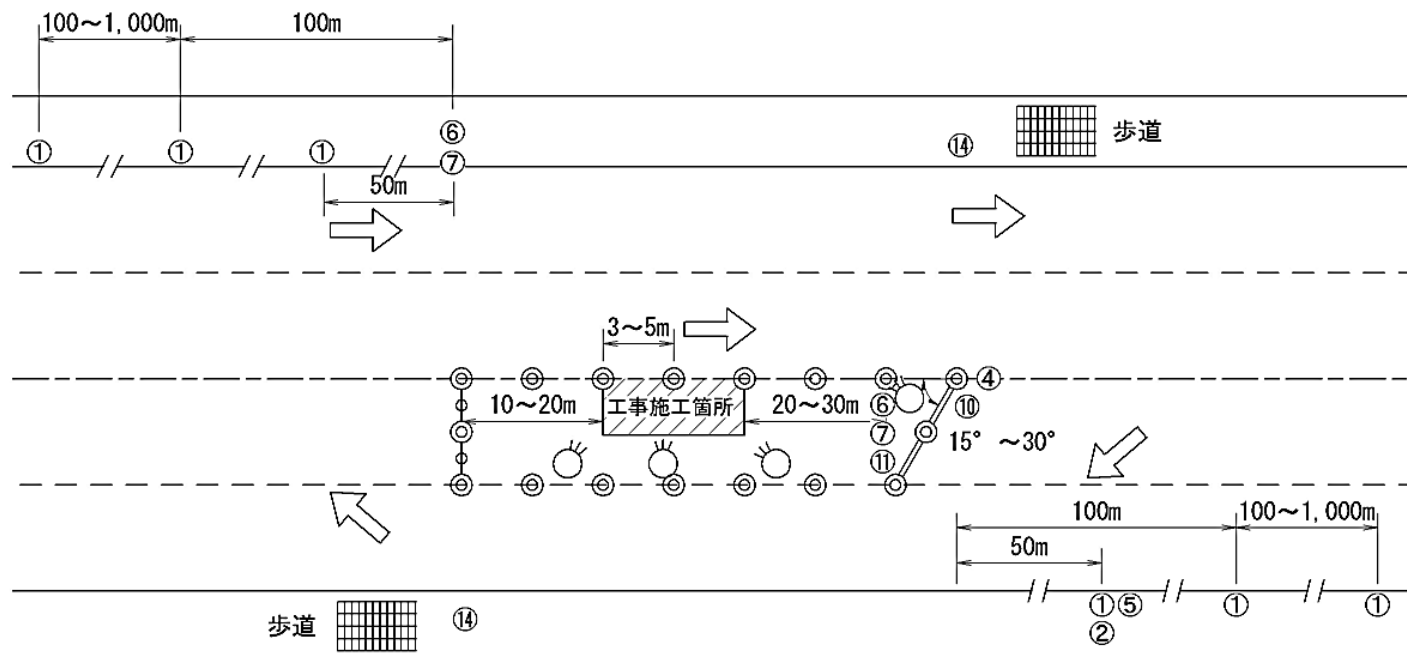
## 注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
- (3) 作業箇所が隣接している場合には最初の箇所の対面箇所や⑥⑦を最後の箇所の後端に⑭を設置するものとする。
- (4) 必要に応じ交通誘導員を配置する。



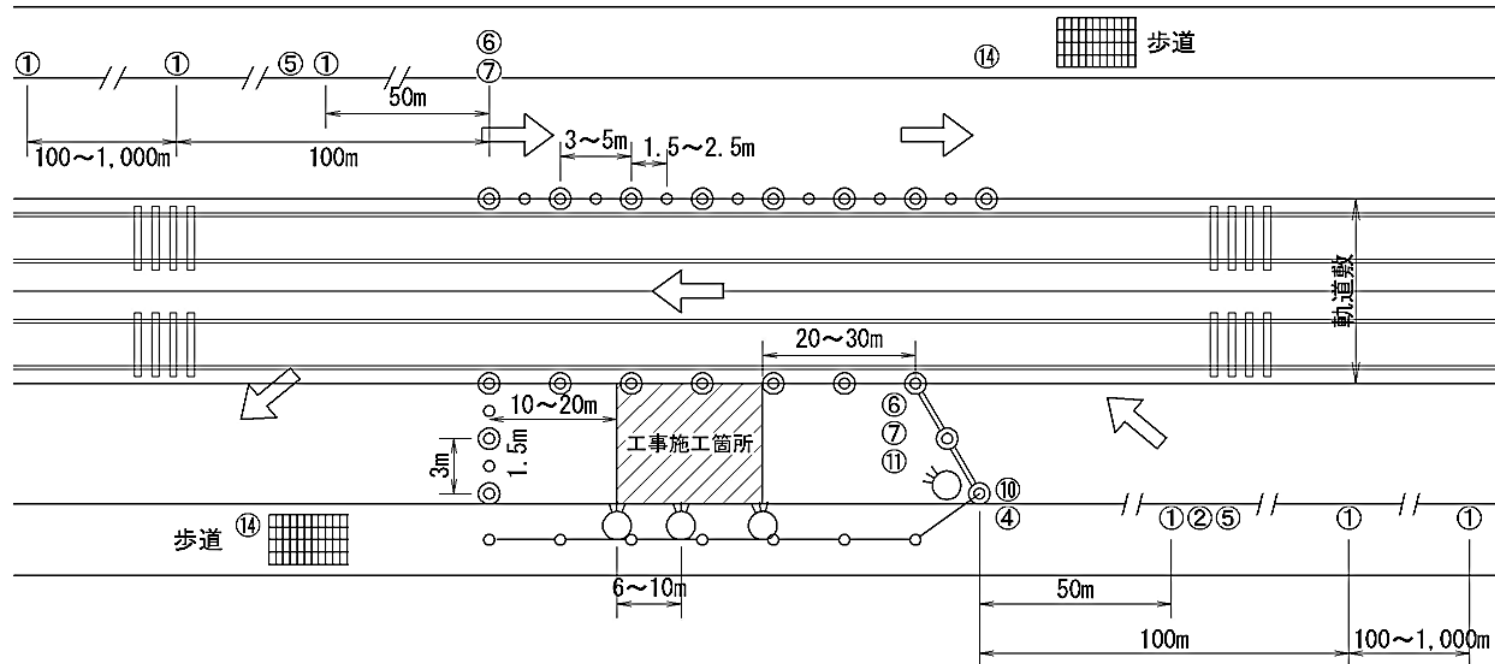
注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
- (3) 工事区間長、および交通量に応じて両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。



## 注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
- (3) 作業休止のある工事では、休止中はバリケードを半固定式とする。
- (4) 必要に応じ交通誘導員を配置する。



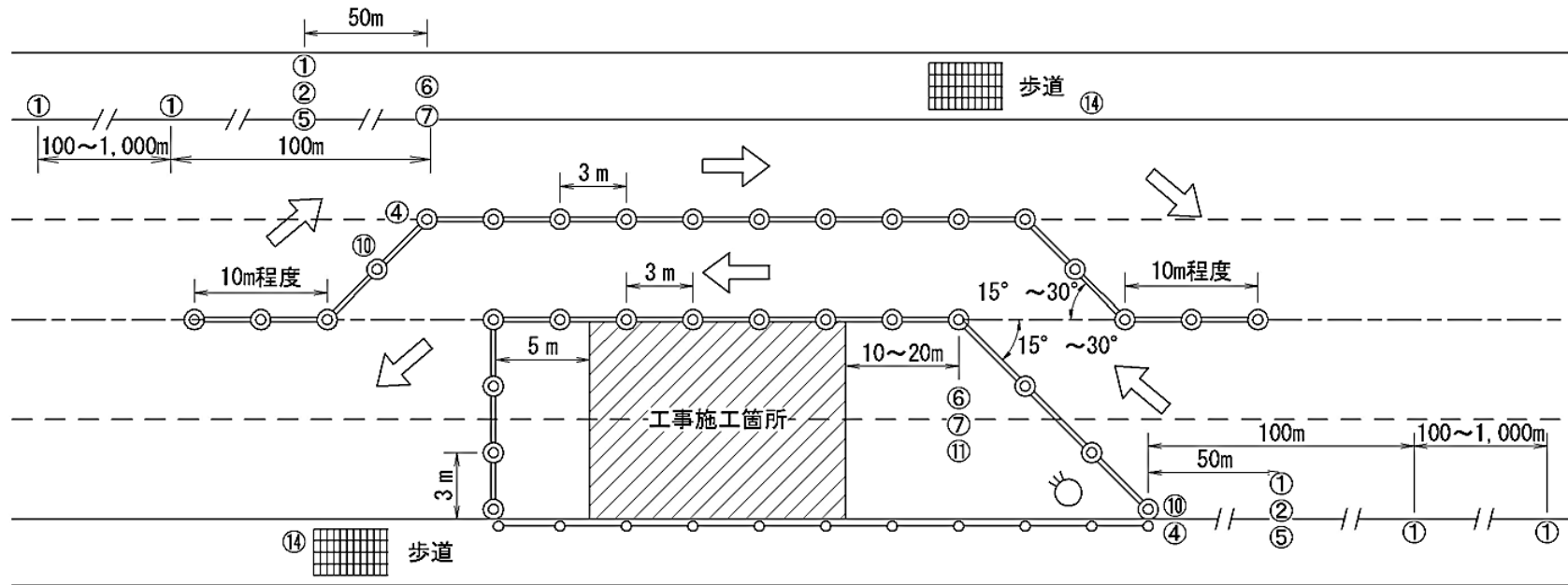
注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
- (3) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

B-1型標準図

4車線以上 作業休止中 路面占用して片側通行

昼夜間作業



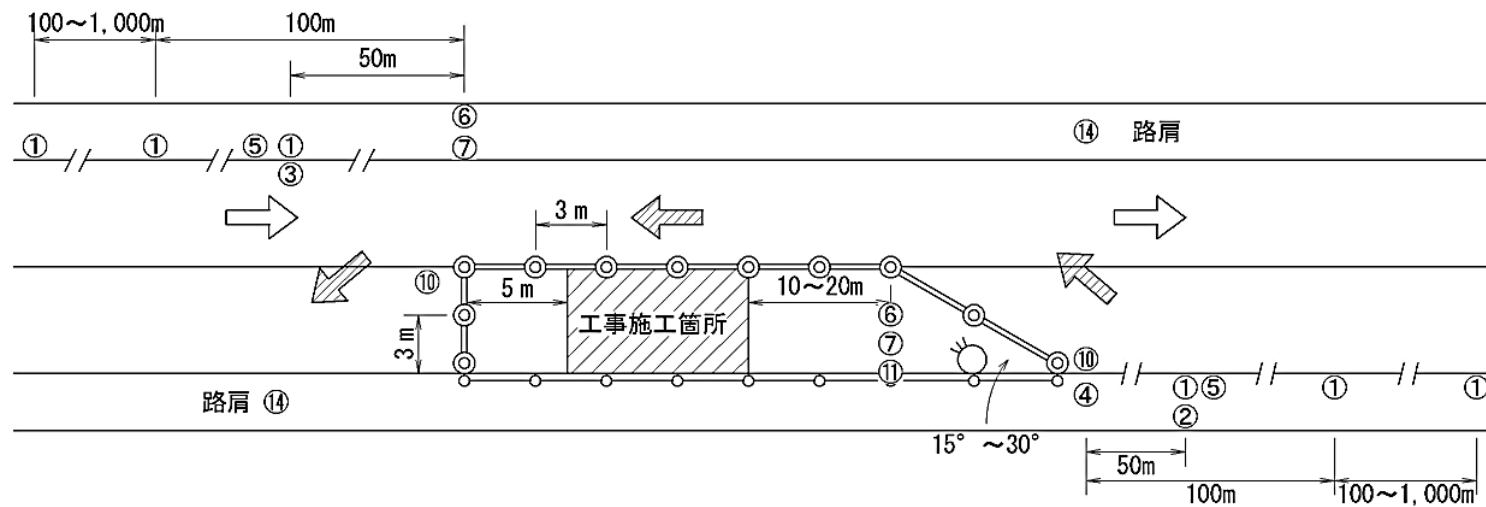
注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 歩道に防護柵が設置してある場合は、歩道柵は不要。
- (3) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

B-2型標準図

4車線以上 作業休止中 路面占用して片側通行

昼夜間作業



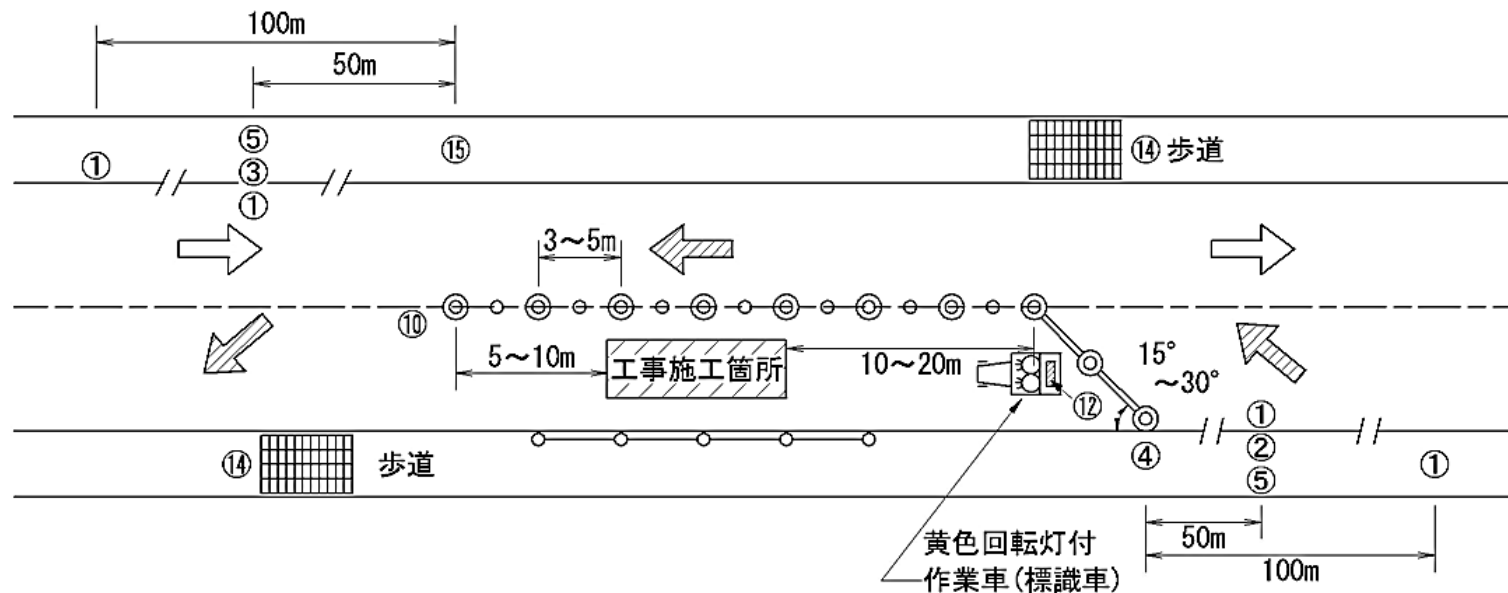
注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 工事区間長、および交通量に応じて両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。
- (3) 路肩に通行者のないとき、また防護柵が設置してあるときは、歩道柵は不要。

C-1型標準図

2車線 片側全車線閉塞 局部打換（小規模）等

夜間作業



注

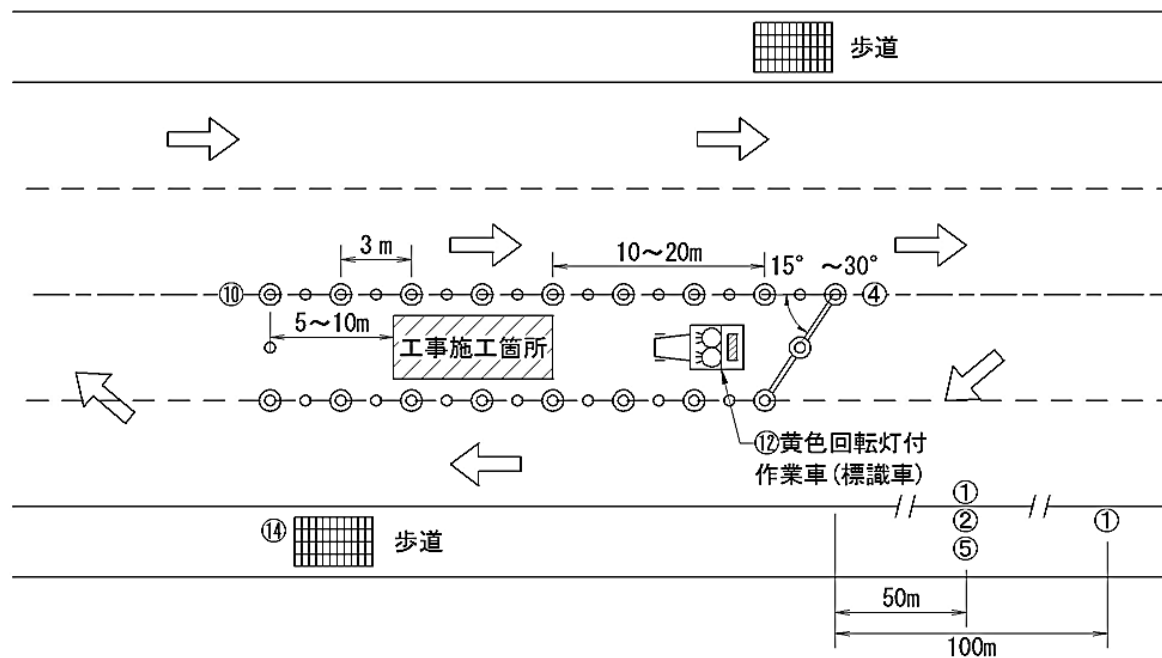
- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は保安灯をセーフテコーンとし、照明灯は除くこと。
- (3) 工事区間長、および交通量に応じて両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。



C-2型標準図

4車線 片側一車線以上通行可 局部打換（小規模）等

夜間作業



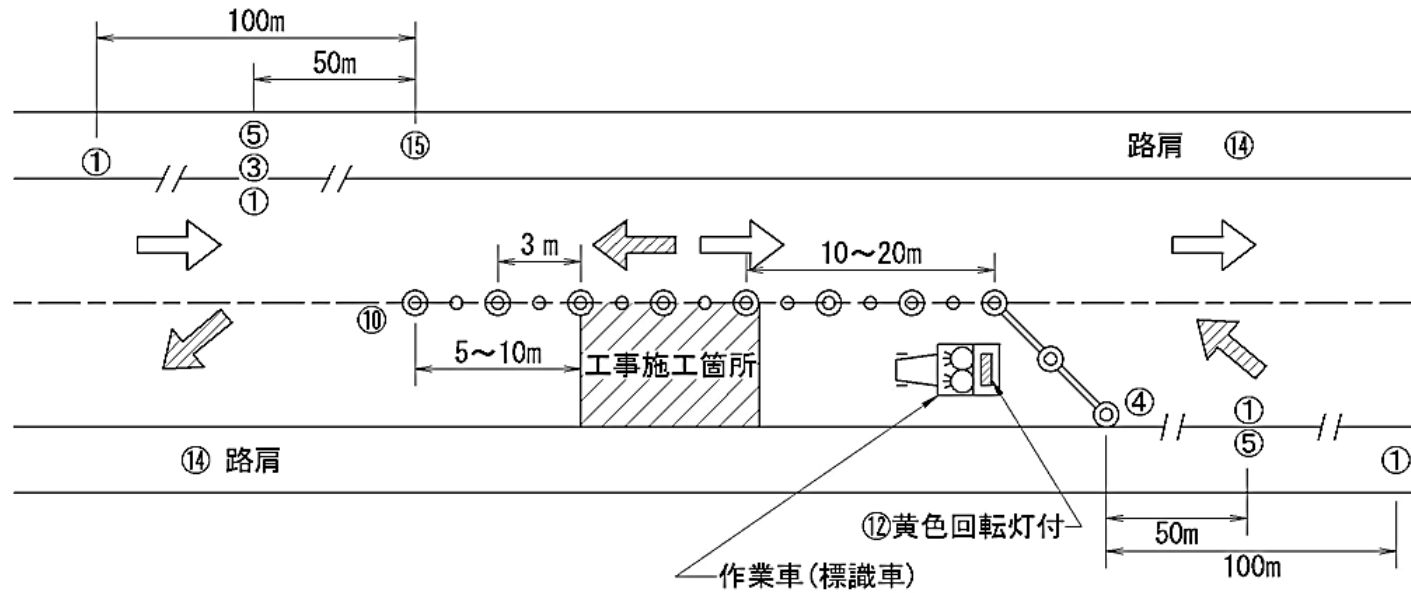
注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は保安灯をセーフテコーンとし、照明灯は除くこと。
- (3) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

D-1型標準図

目地シール作業等（比較的短時間に作業箇所を移動をする場合）

夜間作業



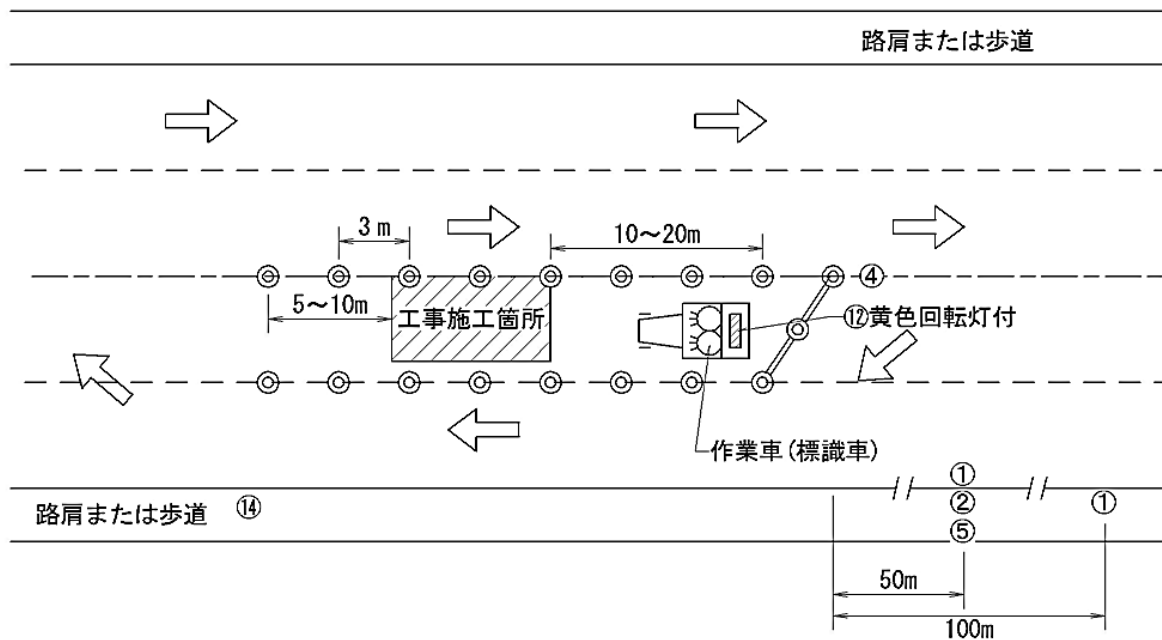
注

- (1) 路肩に通行車のある場合は、必要に応じ歩道柵を設けること。
- (2) 昼間作業は保安灯をセーフテコーンとし、照明灯は除くこと。
- (3) 工事区間長、および交通量に応じて両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。

D-2型標準図

目地シール作業等 1車線以上確保 (比較的短時間に作業箇所移動)

夜間作業



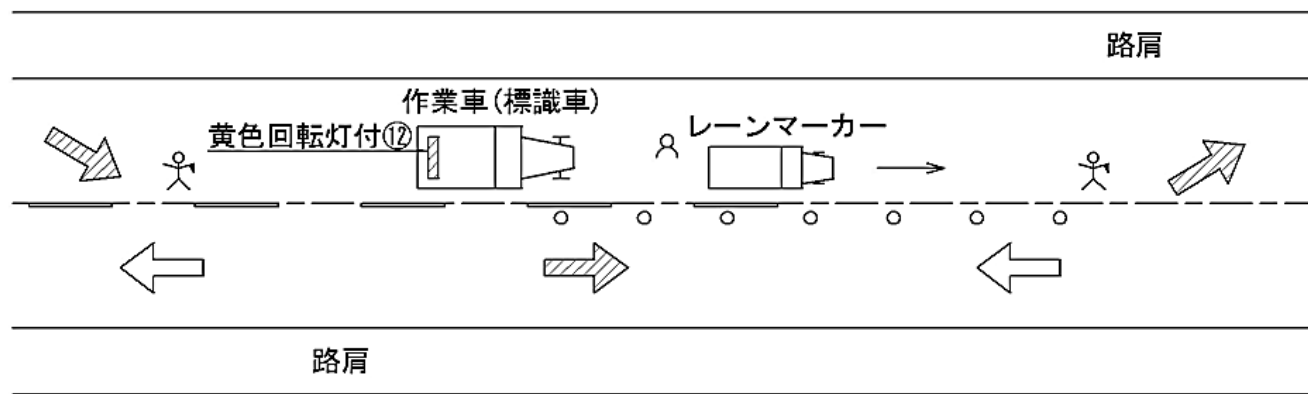
注

- (1) 昼間作業は保安灯をセーフテコーンとし、照明灯は除くこと。
- (2) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

E型標準図

レーンマーク作業

昼間作業

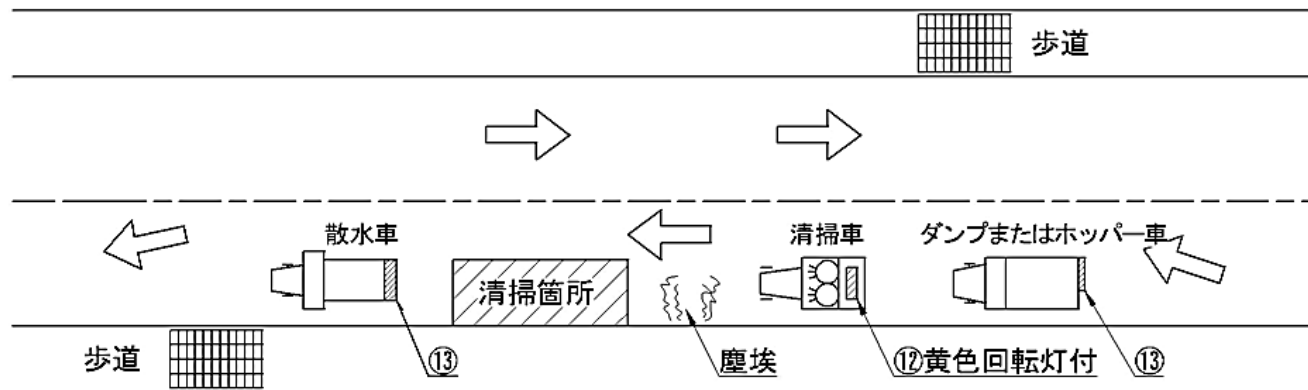


注

- (1) 作業実施には、防護用に作業車を使用する。
- (2) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

F-1 型標準図

路面清掃 夜間作業



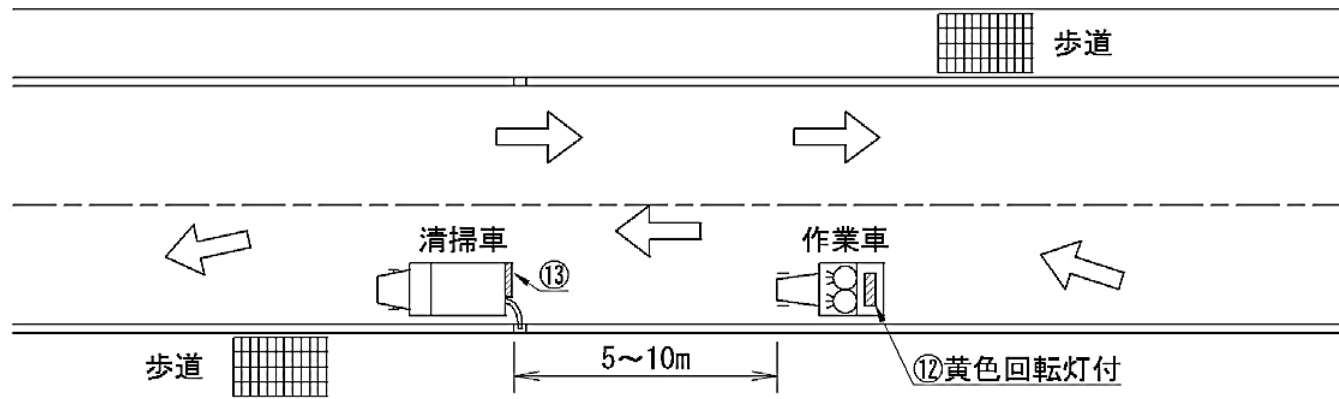
注

- (1) 昼間作業は清掃車の上の照明灯は除く。
- (2) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

F-2型標準図

路側作業（機械）

夜間作業



注

- (1) 昼間作業は作業車の照明灯は除く。
- (2) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

F-3 型標準図	短時間の路側作業（人力） 夜間作業
<p>The diagram illustrates the standard layout for a short-term roadside construction site at night. It shows a 3m wide construction area (工事施工箇所) with a hatched pattern. To the left of this area is a shoulder (路肩) marked with a dashed line. To the right is another shoulder (路肩). Traffic flow is indicated by arrows: two pointing right in the upper lane and two pointing left in the lower lane. A yellow rotating light (黄色回転灯付) is positioned to the right of the construction site. A series of circular lights, labeled '14', are arranged along the left side of the construction site.</p>	
注	<p>(1) 昼間作業は保安灯をセーフテーコーンとする。</p> <p>(2) 路肩に通行者のある場合は、必要に応じ歩道柵を設けること。</p> <p>(3) 必要に応じ交通誘導員を配置する。</p>

G 型標準図	長時間の路側作業	夜間作業
<p>The diagram illustrates a road construction site at night. It shows a road with a dashed center line and two lanes. A sidewalk (歩道) is on both sides. A construction site (工事施工箇所) is located in the right lane, with a construction vehicle (建柱) and a light. A 50m distance is marked from the construction site to the right edge of the road. Various traffic signs and lights are numbered: ⑭, ⑥, ⑦, ⑤, and ①. Arrows indicate traffic flow: right in the top lane, left in the bottom lane.</p>		
注	<p>(1) 昼間作業は保安灯をセーフテコーンに置き換える。</p> <p>(2) 必要に応じ交通誘導員を配置する。</p>	



H型標準図	府道堺狭山線（深井高架橋～岩室交差点の区間）又は府道富田林泉大津線（現）（泉ヶ丘駅～光明池駅の区間）の道路作業 夜間作業
注	<p>(1) 規制車からのテーパー長は、物理的に無理な場所以外は、原則として200mとする。</p> <p>(2) 工事場所の端部から規制車までの距離を20m程度とする。</p> <p>(3) 規制車に設置されているクッションドラムは、走行車線側の端部と中央部に設置、及び、AVライトを3箇所設置する。</p> <p>(4) 工事予告版はライトアップや回転灯を設置し見やすくする。また、工事現場はできるだけ明るくする。</p> <p>※(5) 交通誘導員を3名以上配置する。その内、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年十一月十八日国家公安委員会規則第二十九号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を、1名以上配置する。</p>